

総務・企画常任委員会・資料4-2

令和2年(2020年)12月15日(火)

総合企画部 県民活動生活課

# 「滋賀県消費者基本計画（第4次）」

～みんなで学び、つくる 滋賀の消費者安全・安心社会～

## (素案)

令和2年（2020年）12月

滋 賀 県

# 目 次

|   |    |
|---|----|
| <b>第1章 計画の基本的な考え方</b> .....                   | 1  |
| 1 計画改定の趣旨 .....                               | 1  |
| 2 計画の性格 .....                                 | 1  |
| 3 SDGs の目標達成への貢献 .....                        | 2  |
| 4 計画の期間 .....                                 | 2  |
| <br>  |    |
| <b>第2章 消費生活をめぐる現状と課題</b> .....                | 3  |
| 1 第3次計画期間中の主な取組および現状と課題 .....                 | 3  |
| 2 消費者を取り巻く社会情勢の変化・新たな課題 .....                 | 6  |
| (1) 社会情勢の変化 .....                             | 6  |
| (2) 国における消費者行政の現状 .....                       | 11 |
| (3) 滋賀県における消費生活相談体制の状況 .....                  | 13 |
| (4) 滋賀県における消費生活相談の状況 .....                    | 15 |
| (5) 滋賀県における事業者指導等の状況 .....                    | 19 |
| (6) 消費者教育の状況 .....                            | 20 |
| <br>  |    |
| <b>第3章 消費者施策推進の基本方針</b> .....                 | 22 |
| 1 基本理念 .....                                  | 22 |
| 2 目指す姿 .....                                  | 22 |
| 3 基本方針 .....                                  | 23 |
| <br>  |    |
| <b>第4章 消費者施策の展開</b> .....                     | 24 |
| <b>基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保</b> .....              | 24 |
| <b>重点施策1 消費者取引の適正化</b> .....                  | 25 |
| <b>重点施策2 商品・サービスの安全性の確保</b> .....             | 26 |
| <b>重点施策3 生活関連物資およびサービスの安定供給</b> .....         | 28 |
| <b>基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援</b> .....      | 30 |
| <b>重点施策4 主体的な消費者行動を促進する消費生活情報の発信・啓発</b> ..... | 32 |
| <b>重点施策5 消費者の特性に応じた体系的な消費者教育・学習の推進</b> .....  | 33 |
| <b>重点施策6 持続可能な社会を目指した消費者行動の推進</b> .....       | 39 |
| <b>基本方針Ⅲ 消費者被害の防止と救済</b> .....                | 42 |
| <b>重点施策7 消費生活相談体制の充実強化</b> .....              | 43 |
| <b>重点施策8 社会的に不利な立場にある方への支援</b> .....          | 45 |
| <b>重点施策9 法令違反事業者等への指導強化</b> .....             | 47 |
| <br>  |    |
| <b>第5章 関係機関・団体との連携強化等</b> .....               | 48 |

|                         |           |
|-------------------------|-----------|
| 1 各基本方針を推進するための連携強化     | 48        |
| 2 消費者等の意見の施策への反映と透明性の確保 | 49        |
| <b>第6章 計画の推進体制と進行管理</b> | <b>50</b> |
| 1 計画の推進体制               | 50        |
| 2 計画の進行管理               | 50        |
| 3 計画の見直し                | 50        |
| ○ 計画における指標の目標           | 51        |

## 1 第1章 計画の基本的な考え方

---

### 2 1 計画改定の趣旨

3 消費者政策は、滋賀県消費生活条例（以下「消費生活条例」という。）に定められて  
4 いるところ、消費者の利益の擁護および増進に関する施策として、消費者の権利の尊重  
5 や自立の支援等の basic 理念を定め、県民の消費生活の安定・向上を図ることを目的とするものです。

6 消費生活条例において、知事は「消費者施策の計画的な推進を図るため、消費者施策  
7 の推進に関する基本的な計画」（消費者基本計画）を策定し、「消費者施策に関する基本  
8 的な方向その他消費者施策の計画的な推進を図るために必要な事項」を定めると規定し  
9 ています。

10 消費者基本計画は平成18年に策定し、5年ごとに改定を行ってきました。平成28年に  
11 策定した第3次計画では、平成28年度から令和2年度までの5年間を対象として、「安全・安心な消費生活の確保」、「『自ら考え行動する』消費者になるための支援」、「消費者被害の防止と救済」の3つの基本方針を示し、それぞれの方針ごとに重点施策を定め、これら施策の実施状況については、毎年度、検証・評価を行いながら、消費者に関する施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

12 しかしながら、高齢化の一層の進行に伴う高齢者の消費生活相談件数の増加、ＩＣＴ  
13 （情報通信技術）の普及・発展や経済のグローバル化などにより、消費者トラブルは複  
14 雜・多様化が進み、消費生活をめぐる状況は大きく変化しています。

15 さらに、平成30年6月に成立した民法の一部を改正する法律により、令和4年4月には成年年齢が18歳に引き下げられるため、18歳、19歳の若者が契約主体者となり積極的な社会参加が促される一方で、未成年者保護の対象から外れることになります。このため、若年者の消費者教育の充実が喫緊の課題となっています。

16 また、平成27年9月に「誰一人取り残さない」社会の実現に向け「持続可能な開発目標（SDGs）」が国連において採択され、消費者には自らの行動が社会に影響を与えることの認識や、持続可能な消費の実践が求められています。

17 こうした状況を踏まえ、第3次計画が令和2年度末をもって終了することから、消費生活条例の基本理念のもと、消費者を取り巻く環境の変化や新たな課題に対応した消費者政策をさらに推進していくため、第4次に向けた改定を行います。

### 2 計画の性格

3 この計画の性格は次のとおりです。

- 4 ○消費生活条例第7条の2に基づき、消費者施策に関する基本的な方向や施策推進の  
5 ために必要な事項を定め、消費者施策の計画的な推進を図るために計画
- 6 ○消費者教育の推進に関する法律第10条に基づく滋賀県における消費者教育を推進す  
7 るための計画

1 ○滋賀県基本構想（平成31年3月策定）および県の関連計画<sup>1</sup>との整合性を図るとともに、国において長期的に講すべき消費者政策の大綱である「消費者基本計画（令和2年3月閣議決定）」を踏まえた計画

### 3 SDGsの目標達成への貢献

SDGsは、平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で設定された2030年を年限とする国際目標であり、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現のため、17のゴール（目標）と169のターゲットが定められています。本県は持続可能な滋賀の実現を目指すとともに、SDGsの達成を目指しています。

第4次計画では、消費者が主役となって、自らの行動により公正かつ持続可能な社会の形成に参画する「消費者市民社会」を目指し、体系的な消費者教育やエシカル消費を推進することにより、SDGsの12番目「つくる責任つかう責任」をはじめとした目標の達成を目指します。

#### 《主な関連するゴール》



### 4 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

<sup>1</sup> 滋賀県多文化共生推進プラン、しがエネルギー・ビジョン、滋賀県環境総合計画、滋賀県環境学習推進計画、滋賀県低炭素社会づくり推進計画、滋賀県廃棄物処理計画、(仮称)滋賀県食品ロス削減推進計画、琵琶湖森林づくり基本計画、滋賀県地域福祉支援計画、滋賀県保健医療計画、滋賀県食育推進計画、レイカディア滋賀高齢者福祉プラン、滋賀県障害者プラン、滋賀県食の安全・安心推進計画、滋賀県環境こだわり農業推進基本計画、滋賀県酪農・肉用牛生産近代化計画、滋賀県住生活基本計画、滋賀県既存建築物耐震改修促進計画、滋賀の教育大綱（滋賀県教育振興基本計画）

## 第2章 消費生活をめぐる現状と課題

### 1 第3次計画期間中の主な取組および現状と課題

第3次計画は、平成28年度から令和2年度を計画期間とし、3つの基本方針と9つの重点施策を定め、消費者施策を展開してきました。

#### 【基本方針I 安全・安心な消費生活の確保】

消費者被害の未然防止や被害拡大防止のため、また、商品やサービス、食品の安全や安心の確保に向けて、特定商取引法や景品表示法、消費生活条例等を適正に運用し、悪質事業者を対象に行政処分・指導を行いました。

また、商取引や表示の適正化を図るため、研修会等を実施して事業者に法令（条例・規則を含む。以下同じ。）遵守を促し、県民の安全な消費生活の確保に努めました。

#### 【課題】

○ 特定商取引法および景品表示法に係る指導対象となった事業者は、主に法令のルールを知らない中小企業や個人事業者でした。特定商取引法については、事業者からの相談対応を行い、景品表示法については県内事業者向け講座を開催していますが、より多くの中小企業や個人事業者に対する適正なルールの周知が課題です。

○ 県内の食中毒の原因物質はカンピロバクターが多く、カンピロバクター食中毒は鶏肉の生食（たたき、炙り、湯引き等表面のみ加熱されているものの中心部までは十分に加熱されていないものを含む。以下同じ。）が原因とされる事件が多いため、鶏肉の生食リスクを事業者と消費者に周知を行っていますが、食中毒発生件数が減少しないため、引き続き啓発が必要です。

#### 【基本方針II 「自ら考え行動する」消費者になるための支援】

消費者の権利を実現し、消費生活の安定と向上を図るためにには、消費者が消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力を高めることが必要です。そのため、消費者が主体的に行動することができるような消費者教育や啓発に取り組みました。

情報発信にあたっては、しらしがメールや広報誌、チラシ配布など対象に応じて媒体を使い分け、効果的な啓発に努めました。特に新型コロナウイルス感染拡大時、マスクの送りつけ商法や給付金を装った詐欺などの消費者被害防止のための啓発を迅速に行いました。

第3次計画は、消費者教育の推進に関する法律第10条に基づく滋賀県における消費者教育を推進するための計画と位置づけられることから、学校や地域における消費者教育を重点的に取り組みました。

小・中学校においては、教育委員会と連携して副教材を作成・配布し学校を支援しました。高等学校においては、令和4年4月に成年年齢が18歳に引き下げられることを見据え、教育委員会と連携し、高校生を対象とした消費者庁作成教材「社会への扉」を用

1 いた授業を平成30年度から順次開始したほか、高等学校教員や弁護士、金融広報アドバ  
2 イザーなどと検討して教員向けパンフレットを作成し、県内の高等学校や特別支援学校  
3 の教員に配布しました。

4 また、消費生活相談員が弁護士と連携して行う出前講座や、金融広報委員会の活動と  
5 連携し、地域における消費者教育に取り組みました。

6 持続可能な社会の実現に向けて、関係団体と連携し、キャンペーンや講座を開催し、  
7 人や社会、環境、地域に配慮して消費者が商品等を選択するエシカル消費の普及啓発に  
8 取り組みました。身近な行動から環境に配慮した取組を進めるため、マイバッグ等持参  
9 運動やグリーン購入の普及啓発を図りました。また、食品販売事業者等と連携して「お  
10 いしが うれしが」キャンペーンに取り組み、地産地消を推進するとともに、環境こだ  
11 わり農業の理念や取組について理解を促進するためのPR活動等を行い、環境こだわり  
12 農産物の消費拡大を図りました。

13 さらに、持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動できる人材の育成を目指し、環  
14 境学習・環境保全活動の支援を行いました。

15 また、令和元年8月に「滋賀プラスチックごみゼロ・食品ロス削減宣言」を行うな  
16 ど、新たなテーマに取り組みました。

17

#### 18 【課題】

19 ○ 消費生活相談のうち3分の1以上が高齢者からの相談であり、高齢者を狙う悪質商  
20 法の手口も多様化しています。このため、高齢者をはじめとする情報が届きにくい  
21 方々に向けて、関係機関と連携した情報発信・啓発が課題です。

22 ○ パソコンやスマートフォンの普及に伴い、インターネット通販などインターネット  
23 取引に関連したトラブルが増加しています。特に健康食品等の定期購入について、SNS  
24 上の広告やSNSで知り合った人から誘われるなどSNSをきっかけにしたトラブルが増加  
25 しています。また、キャッシュレス決済の普及に伴い、関連する相談も増加していま  
26 す。このため、インターネット取引やキャッシュレス決済のトラブル防止のために情  
27 報発信・啓発が必要です。

28 ○ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、マスク等の送り付け、生活関連物資等の一  
29 時的な品薄、通信販売、旅行等の解約等の消費生活相談が増加しました。災害時や感  
30 染症拡大時に、生活様式の変化や新たなトラブルに対応した啓発を行うことや、緊急  
31 時における消費者の冷静な消費行動を呼びかけることが必要です。

32 ○ 若年者の消費生活相談は20歳を境に増加しており、特に高額な契約につながるマル  
33 チ商法、エステ、情報商材に関する相談が増加します。悪質事業者が未成年者取消権  
34 が使えなくなる20歳になったばかりの若年者をターゲットにしているためと考えられ  
35 るため、今後も若年者への重点的な啓発が必要です。

36 ○ 成年年齢引下げにより、社会経験の浅い18歳、19歳に消費者被害が拡大することが  
37 懸念されるため、高校等への出前講座などによる若年者への消費者教育に重点的に取  
38 素組むとともに、学校現場等と連携し、学校全体で消費者教育に取り組むための支援  
39 が必要です。

- 1 ○ エシカル消費（p.10参照）の推進について、持続可能な社会の構築のためにより一  
2 層取組が必要です。
- 3 ○ 引き続き、消費者教育や環境学習を通じて、環境に配慮した消費者行動の推進に努  
4 めることが必要です。
- 5 ○ プラスチックごみゼロや食品ロス削減など新たな課題への取組が必要です。
- 6
- 7

### **基本方針III 消費者被害の防止と救済**

9 消費者がどこに住んでいても相談を受けやすくするため、平成23年度から県内すべて  
10 の市町に消費生活相談窓口が設置され、消費者トラブルに対し専門的な立場から助言や  
11 あっせんを行っています。

12 また、消費者行政活性化基金および消費者行政強化交付金等を活用し、市町の消費生  
13 活相談員の増員を行い、県内の相談体制の充実を図りました。

14 また、複雑・困難化する消費相談に的確に対応するため、県内の消費生活相談員等が  
15 各分野の専門知識を身につける機会を設け、相談員等のスキルアップを図ったほか、弁  
16 護士等の専門家との連携により、処理困難事案への対応を充実させました。

17 高齢者等の被害防止のため、関係団体等と連携して啓発資料を配布したほか、市町の  
18 消費者安全確保地域協議会の設置を支援しました。

19 悪質な法令違反事業者等に対しては、業務停止命令など厳正な処分を行い、被害の拡  
20 大防止を図りました。

#### **【課題】**

23 ○ 住民に身近な相談窓口における消費生活相談体制の維持が必要です。特に、国の交  
24 付金を活用し、相談員の配置を行っている市町については、交付金活用期間終了後の  
25 相談体制の維持が課題となっています。

26 ○ 相談員の高齢化や資格保有者が少ないことによる慢性的な担い手不足が課題です。

27 ○ 質の高い相談・救済を受けることができるよう、相談員のさらなるスキルアップが  
28 必要です。

29 ○ 高齢者等の消費者被害防止のため、消費者安全確保地域協議会が3市で設置されて  
30 おり、他の市町でも協議会設置が必要です。

31 ○ 高齢者等の見守りには、事業者にも一員になっていただくなど地域全体での体制づ  
32 くりが必要です。

33 ○ 苦情相談の多い悪質事業者に対して、厳正な指導や処分を実施するため、国、他府  
34 県、警察とのさらなる連携強化が必要です。

35

36

## 1 2 消費者を取り巻く社会情勢の変化・新たな課題

### 2 (1) 社会情勢の変化

#### 3 ア 人口減少と高齢化の進行

4 滋賀県の人口は、昭和42年から増加し続け、平成20年には140万人を超えるました。

5 しかし、平成25年の約142万人をピークに近年は人口減少に転じています。国立社会  
6 保障・人口問題研究所（社人研）の推計によると、令和27年の滋賀県の総人口は  
7 126.3万人とされており、平成27年に比べて10.6%減少するとされています。

8 人口の構成比を見ると、滋賀県の高齢者の割合（高齢化率）は、平成27年の  
9 24.2%から令和27年には34.3%まで上昇するとされています。なお、高齢者人口は  
10 34.1万人から43.3万人へと、30年間で約27%増加するとされています。

11 こうしたことから県では、「人口減少を見据えた未来へと幸せが続く滋賀 総合戦  
12 略」を定め、人口減少に歯止めをかけながら滋賀の強みを伸ばし、活かすことによ  
13 り豊かな滋賀をつくるための取組を推進していくこととしています。（図1～5）

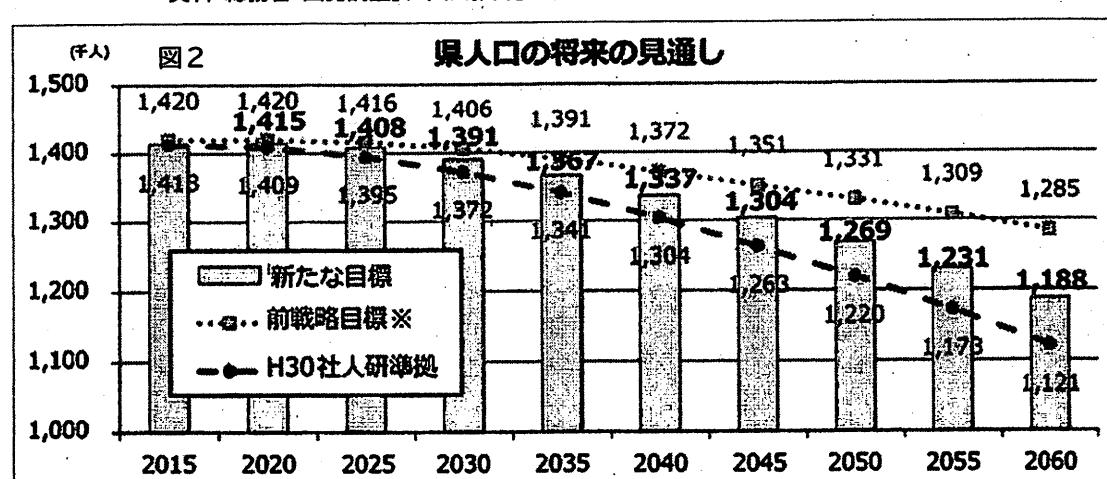
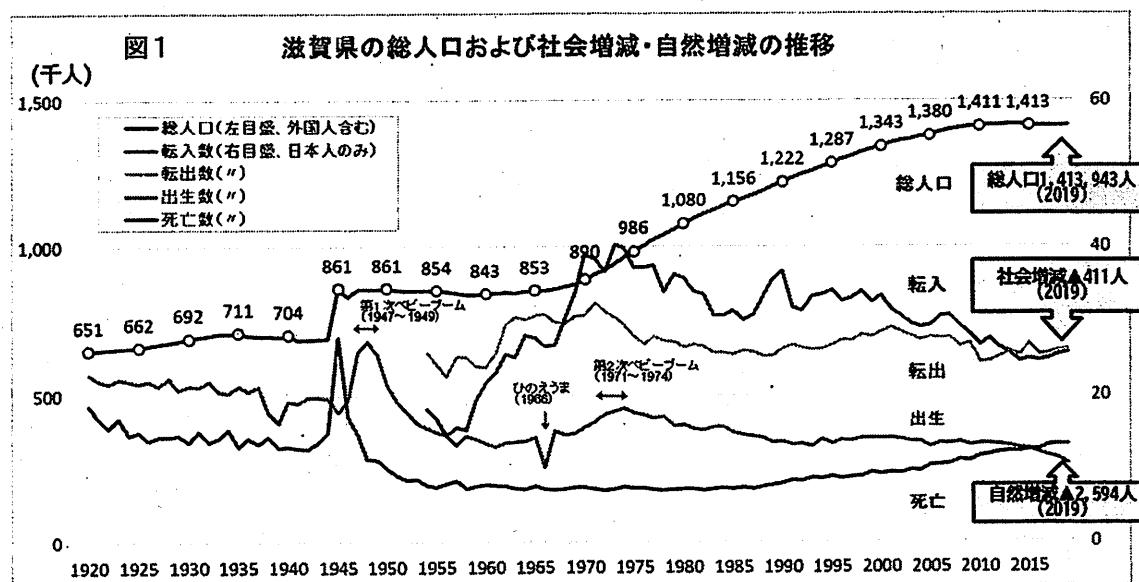


図3 人口の将来推計

|         | 2015年<br>(平成27年) | 2025年<br>(令和7年) | 2040年<br>(令和22年) | 2045年<br>(令和27年) |
|---------|------------------|-----------------|------------------|------------------|
| 全国(千人)  | 127,095          | 122,544         | 110,919          | 106,421          |
| 滋賀県(千人) | 1,413            | 1,395           | 1,304            | 1,263            |
| 全国増減率   |                  | ▲ 3.6%          | ▲ 12.7%          | ▲ 16.3%          |
| 滋賀県増減率  |                  | ▲ 1.3%          | ▲ 7.7%           | ▲ 10.6%          |

図4 滋賀県の年齢3区分および構成比

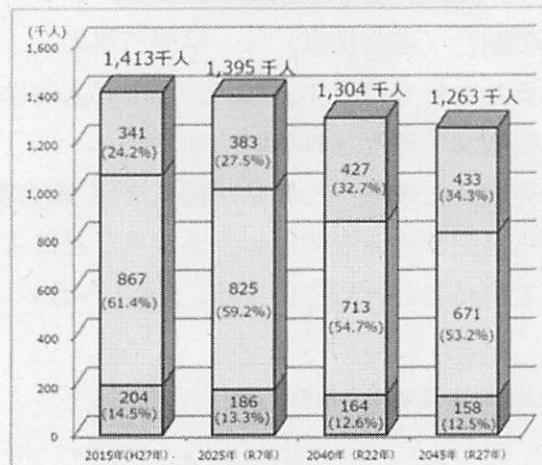
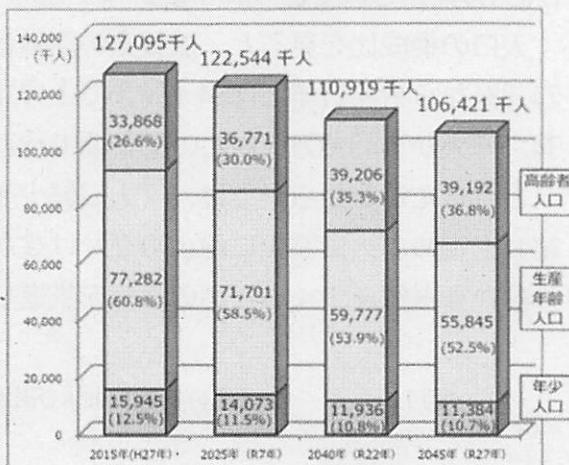


図5 全国の年齢3区分人口および構成比



※端数により各数値の合計が合致しない場合がある

【資料】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計（平成30年推計）」

1

2 高齢者には、加齢や病気等による健康不安や判断能力の低下などにより、消費トラ  
3 ブルに巻き込まれる方もあり、高齢消費者の被害の防止と救済を図ることが急務とな  
4 っています。

5 加えて、高齢者の増加に伴い、世帯主が65歳以上の高齢単独世帯の増加も見込まれています。高齢単独世帯は、周囲の目が届きにくいため、消費者トラブルに巻き込まれやすく、加えて、誰にも相談できずに一人で抱え込み放置することで、一層深刻化する傾向があります。

6 また、全国的な傾向として、高齢者全体では、本人から相談が寄せられる割合は  
7 約8割ですが、認知症等の高齢者では2割にも満たない状況です。認知症等の高齢  
8 者の販売購入形態別の消費生活相談割合は、訪問販売が3割を超え、電話勧誘販売  
9 も2割近くなっています。したがって、単独世帯の高齢者や認知症等の高齢消費者  
10 の被害防止と早期発見に努め、地域社会全体で見守りを行うことが重要です。

11

1      イ ICT（情報通信技術）の進展

2      情報通信技術の発達と情報通信機器・サービスの急速な普及により、インターネットを巡る状況は日々刻々と変化しています。平成29年の滋賀県のインターネット利用率（個人）は82.3%（全国80.9%）となりました。また、端末別のインターネット利用率は「スマートフォン」は61.4%（全国59.7%）が最も高く、「パソコン」の54.1%（全国52.5%）の利用率を上回りました。（出典 総務省「通信利用動向調査」）

8      消費者にとっては膨大な情報を入手できるという利便性が増し、多くの選択肢を得た一方、自らの責任で必要な情報を選び出し、商品等を選択することが求められます。情報を読み解く能力が重要となるため、それらへの支援とともに、情報弱者となりがちな高齢者等不利な立場におかれる方への適切な対応も求められます。

13     ウ インターネットを利用した消費者取引の増加など、商品や取引形態の複雑化・多様化

15     ICT（情報通信技術）の普及・発展に伴い、取引の基盤環境を提供するデジタル・プラットフォームが発達し、オンラインサービスを介した商取引である電子商取引が近年活発化しています。事業者・消費者間（B to C）の電子商取引はこの10年で大きく増加しており、消費者の契約行為の場として一般的になりました。

19     国内の消費者向け電子商取引（事業者・消費者間）の市場規模は、平成21年の6.7兆円から平成30年には18.0兆円と、この10年間で3倍程度に増加しており、決済手段も、現金以外にクレジットカードや電子マネーの使用など多様化しています。

22     県内の消費生活相談窓口に寄せられる電子商取引に関する相談件数も増加しており、平成30年度の特殊販売（店舗以外の販売形態）に関する相談は、販売形態購入別では40.9%と最も多く、その半数以上（65.7%）が通信販売によるものとなっています。（相談状況の詳細は後述。）

26     こうした取引形態の複雑化・多様化に対応できる相談体制の充実や消費者への周知・啓発が求められます。

29     エ キャッシュレス決済の普及

30     近年、消費者の決済手段の多様化が進み、クレジットカードや電子マネーの利用が増加しています。キャッシュレス決済は利便性がある一方、県内のキャッシュレス決済に関する消費生活相談の件数も増加しています。

34     オ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響

35     令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、関連した消費生活相談が増加しました。令和2年2月、3月には国内外旅行や航空サービスのキャンセルに関する相談が多く寄せられました。また、2月以降、結婚式や貸衣装の解約・

キャンセル料に関する相談も増加し、4月には、スポーツジムやスポーツクラブの解約、休会費の相談が多く寄せられました。

また、外出自粛に伴う消費行動の変化を受けて、インターネット通販や定期購入に関するトラブルが急増しており、消費者被害の未然防止のための情報発信や啓発が課題となりました。

一時的にトイレットペーパーの店頭在庫が減り、これに関する情報をインターネットやテレビ等で知った消費者があわてて購入することにより、本当に必要な消費者が購入できない状況が発生しました。このため、災害時や感染症拡大等の緊急時に、消費者に正しい情報に基づく冷静な消費行動をどのように呼びかけるのかが課題となりました。

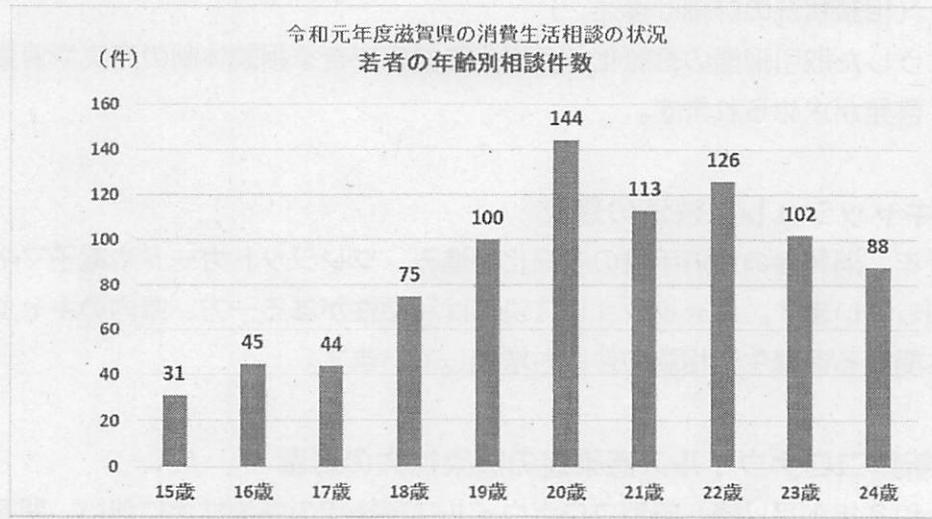
また、マスクの送り付けや、特別定額給付金に関する不審なメール（口座番号等の個人情報を求めるもの）、持続化給付金の不正受給を勧誘する事例が発生したことから、消費者がトラブルに巻き込まれないよう啓発を行いましたが、緊急時に消費者に正しい情報を迅速に伝えることが課題となりました。

#### 力 成年年齢引下げ(令和4年4月1日施行)に対応した消費者教育の推進

民法が改正され、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられます。現在、20歳を境に消費生活相談が増加していますが、悪質事業者が民法上の未成年者取消権が使えなくなる20歳になったばかりの若年者をターゲットにしているためと考えられます。

同年における18歳および19歳の若年層は約220万人程度と推計されており、成年年齢引下げにより、これらの者が民法上の未成年者取消権行使できなくなることにより、消費者トラブルの増加が懸念されるため、今後も若年者への重点的な消費者教育が必要です。(図6)

図6



## キ SDGsの目標達成に向けたエシカル消費の推進

平成27年9月、「国連持続可能な開発サミット」において、17の目標と169のターゲットで構成される「持続可能な開発目標（SDGs）」を中心とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、平成28年1月に正式に発効しました。本県は持続可能な滋賀を実現するとともに、SDGsの達成を目指しています。

SDGsの12番目のゴールでは「つくる責任 つかう責任（持続可能な生産消費形態を確保する）」が掲げられ、目標達成のターゲットとして「世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減させ、生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減らす」、「廃棄物の発生を減らす」、「持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする」などが盛り込まれています。

本県ではかねてより、消費者が主役となって、自らの行動により公正かつ持続可能な社会の形成に参画する「消費者市民社会」を目指し、体系的な消費者教育やエシカル消費を推進してきましたが、SDGsの目標達成に向け、今後もより一層推進していく必要があります。

### エシカル消費

エシカル\*消費とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動です。私たち一人一人が、社会的課題に気付き、日々の買物を通して、その課題の解決のために、自分で何ができるのかを考えてみると、これが、エシカル消費の第一歩です。私たちが商品・サービスを選択する際に、「安心・安全」、「品質」、「価格」だけでなく「エシカル消費」という基準も大切です。

\* エシカル(ethical)=倫理的な・道徳的な

### 【エシカル消費の主な具体例】

#### 人や社会への配慮

- 福祉作業所などの製品を買う
- フェアトレード製品を選ぶ
- 寄附付き商品を選ぶ

#### 地域への配慮

- 被災地の产品を買う（応援消費）
- 地元で買い物をする（地域の活性化）
- 地元の产品を買う  
(地産地消、輸送エネルギーの削減)
- 伝統工芸品を手にとってみる

#### 環境への配慮

- 出かけるときにはマイバッグ、マイボトルを持っていく
- 必要なものを必要な分だけ買う（食品ロス削減）
- リユース、リサイクルできるものを選ぶ
- 使い捨てのものより、長く使えるかを重視して選ぶ
- 包装の少ないものやつめかえ品など、ごみの出にくいものを選ぶ
- グリーン購入、エシカル消費の目印になるマーク（認証ラベル）のある商品を選ぶ
- 近いところなら、自転車や徒步で出かける

[参考]消費者庁パンフレット「みんなの未来にエシカル消費」

## 1 (2) 国における消費者行政の現状

2 国における消費者行政は、消費者基本法の基本理念である「消費者の権利の尊重」と  
3 「消費者の自立支援」を基本に、高度情報化社会や国際化の進展、高齢化の一層の進行  
4 など消費者を取り巻く環境の変化に配慮しながら実施されています。

5 また、地方公共団体における消費者行政に対する国の支援の必要性や、社会・経済情  
6 勢の変化に柔軟に対応することの重要性を踏まえ、消費者基本法の基本理念のもとで、  
7 「消費者基本計画」が策定されています。令和2年度を初年度とする第4期消費者基本  
8 計画では、消費者政策の基本的方針を次のとおりとし、政府を挙げた計画的・一体的な  
9 取組が行われています。

### 10 第4期消費者基本計画(計画期間:令和2年度～6年度)

#### 11 <消費者政策において目指すべき社会の姿等>

- 12 ○消費者の安全・安心の確保
- 13 ○誰一人取り残さない社会的包摶の実現
- 14 ○未来の実現に向けた消費生活の実現
- 15 ○多様な主体の連携による重層的な体制の整備

#### 16 <消費者施策の基本的方向>

- 17 ◆消費者被害の防止 ◆消費者の自立と事業者の自主的取組の加速
- 18 ◆協働による豊かな社会の実現 ◆デジタル化・国際化に伴う新しい課題への対応
- 19 ◆災害・感染症拡大など緊急時対応

20 なお、地方自治体に対しては、地方消費者行政強化作戦（平成27年3月24日）を踏ま  
21 え、相談体制の空白地域解消や消費生活センターの設立促進、消費生活相談員の配置促  
22 進などの相談体制の質の向上等を目指す地方公共団体の取組を支援してきました。引き  
23 続き、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、消費者の安全・安心が確保  
24 される地域体制を全国的に維持・拡充することを目指し、第4期消費者基本計画を踏ま  
25 え、地方消費者行政強化作戦を改定しました。

26 また、近年ではSDGsの理念である「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実  
27 現に向けて、高齢者の消費者被害の防止やエシカル消費の普及・促進などに取り組ん  
28 でいます。

29 また、令和4年4月からの成年年齢引下げに向けて、平成30年2月に消費者庁を含  
30 む関係4省庁合同で「若年者への消費者教育の推進に係るアクションプログラム」を  
31 策定し、若年者への消費者教育推進の取組を進めています。

32 平成29年には、小・中学校の学習指導要領が改訂され、小学校の社会科および家庭  
33 科、中学校の社会科（公民的分野）および技術・家庭科（家庭分野）で消費者教育に  
34 関する内容の充実が図られました。平成30年には、高等学校の学習指導要領が改訂さ  
35 れ、成年年齢引下げを踏まえ、公民科および家庭科において、消費者教育に関する内  
36 容の充実が図られました。

- 1 消費者教育の充実とあわせて、主として若者に発生している消費者被害事例を念頭
- 2 に置いた取消権の創設等を内容とする消費者契約法の一部改正も行われました。
- 3

**近年、制定・改定された消費者行政関連法等**

**<平成25年>**

- 食品表示法（制定）…食品衛生法、JAS法、健康増進法の食品表示規定を統合し、食品表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設

**<平成26年>**

- 景品表示法（改正）…行政の監視指導体制の強化、課徴金制度の創設等
- 消費者安全法（改正）…高齢者等への地域の見守りネットワークの構築、地方自治体における消費生活相談体制の強化等

**<平成28年>**

- 消費者契約法（改正）…過量契約に係る取消権の創設等
- 特定商取引法（改正）…取引類型に訪問購入を追加、次々に法人を立ち上げて違反行為を行う事業者に対処するための業務禁止命令の創設、業務停止命令の期間の伸長等

**<平成30年>**

- 消費者契約法（改正）…不当勧誘行為に対する取消権の創設等（成年年齢引下げを見据えた改正）

- 4

### 1 (3) 滋賀県における消費生活相談体制の状況

#### 2 ア 県域における消費生活相談窓口

3 消費者行政活性化基金を活用し、平成23年度には県内すべての市町に消費生活相談  
4 窓口が設置されました。これにより、消費者がどこに住んでいても相談を受けやすくな  
5 りました。

6 相談窓口および相談員設置状況 令和2年10月1日現在

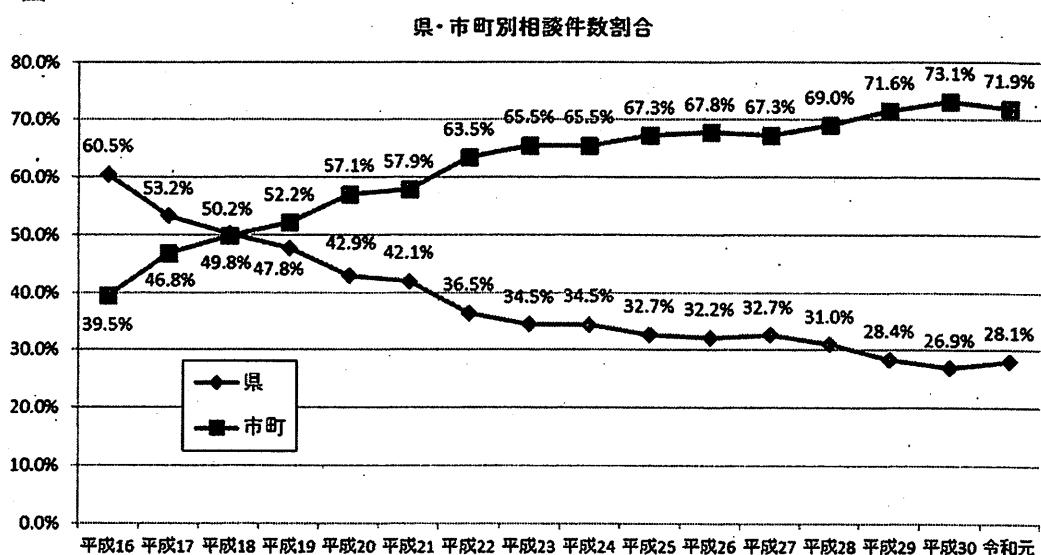
|      | 窓口数    | 相談員数  |
|------|--------|-------|
| 7 県  | 1か所    | 10人   |
| 8 市町 | 19か所※1 | 30人※2 |

9 ※1：全市町に設置

10 ※2：13市（全市）で28人、2町で2人（4町では行政職員が対応）

11 市町における消費生活相談体制の充実とともに、身近な相談窓口である市町の消費  
12 生活相談窓口の相談受付件数は増加しています。県と市町の相談受付割合は、平成16  
13 年度に「県6割、市町4割」でしたが、令和元年度には「県3割、市町7割」となっ  
14 ています。（図7）

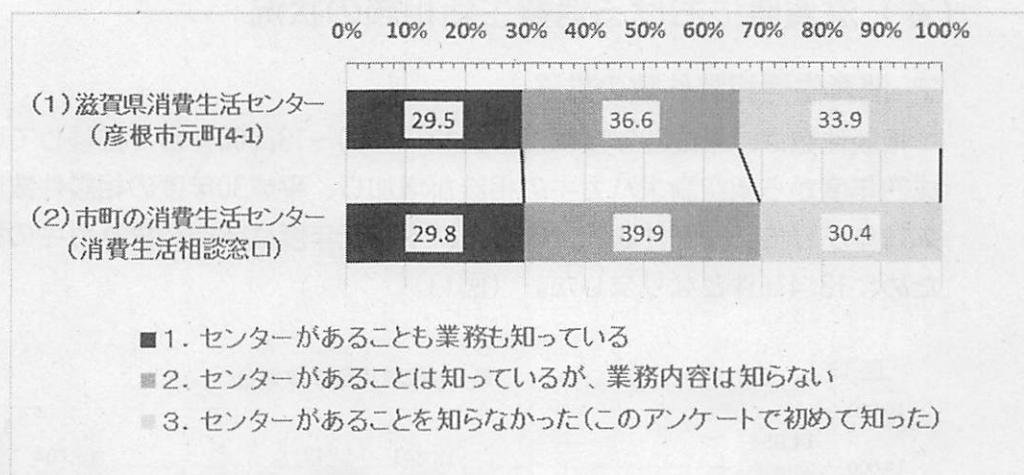
15 図7



#### 17 イ 消費生活センター（消費生活相談窓口）の認知度

18 令和2年度に実施した「県政モニターアンケート」によると、滋賀県に消費生活セ  
19 ナーがあること、また、住んでいる市町に消費生活センター（消費生活相談窓口）  
20 があることを知っていると答えた人は、「滋賀県消費生活センター」は66.1%、「市  
21 町の消費生活センター（消費生活相談窓口）」については69.7%となりました。特に、  
22 より身近な市町の窓口の認知度が高くなっています。ただし、消費生活センター等で  
23 どんな業務を行っているか、その内容まで知っている人の割合は、県、市町の消費生  
活センター（消費生活相談窓口）とも、29%前後にとどまっています。（図8）

図8 n=336



## ウ 消費者ホットライン188の認知度

イと同じく、令和2年度に実施した「県政モニターアンケート」によると、消費者ホットラインおよび188を知っていると答えた人は、「消費者ホットライン」は51.2%（図9）、「188」については33.3%（図11）となりました。また、年代により認知度に差があることがわかりました。（図10、図12）

図9 消費者ホットラインを知っていましたか  
n=336

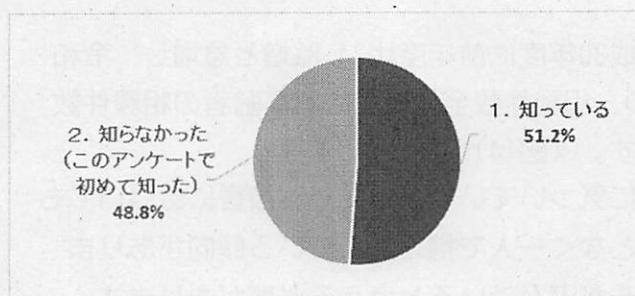


図10（図9の年代別）n=336

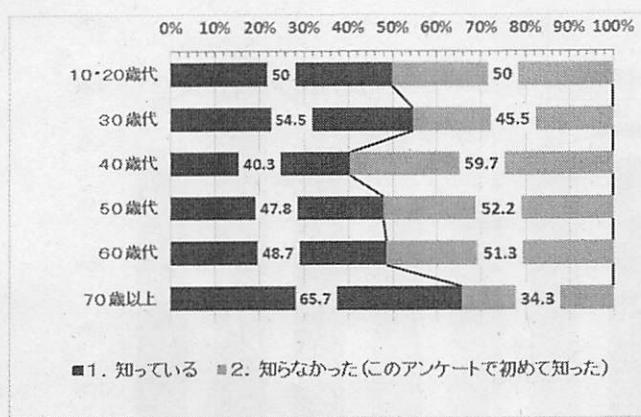


図11 188を知っていましたか  
n=336

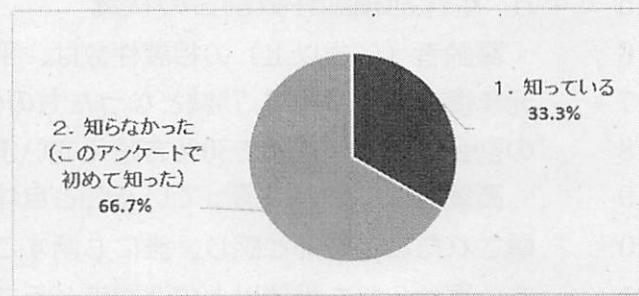
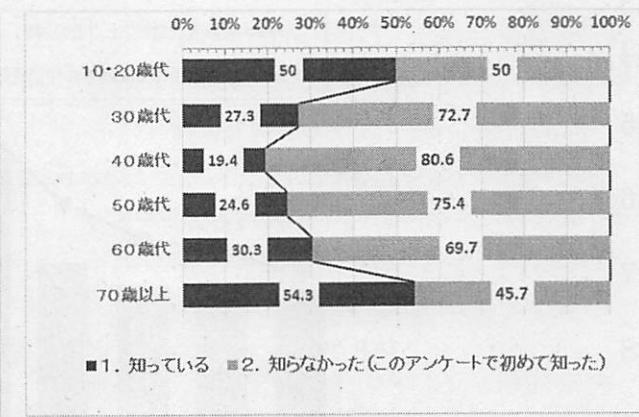


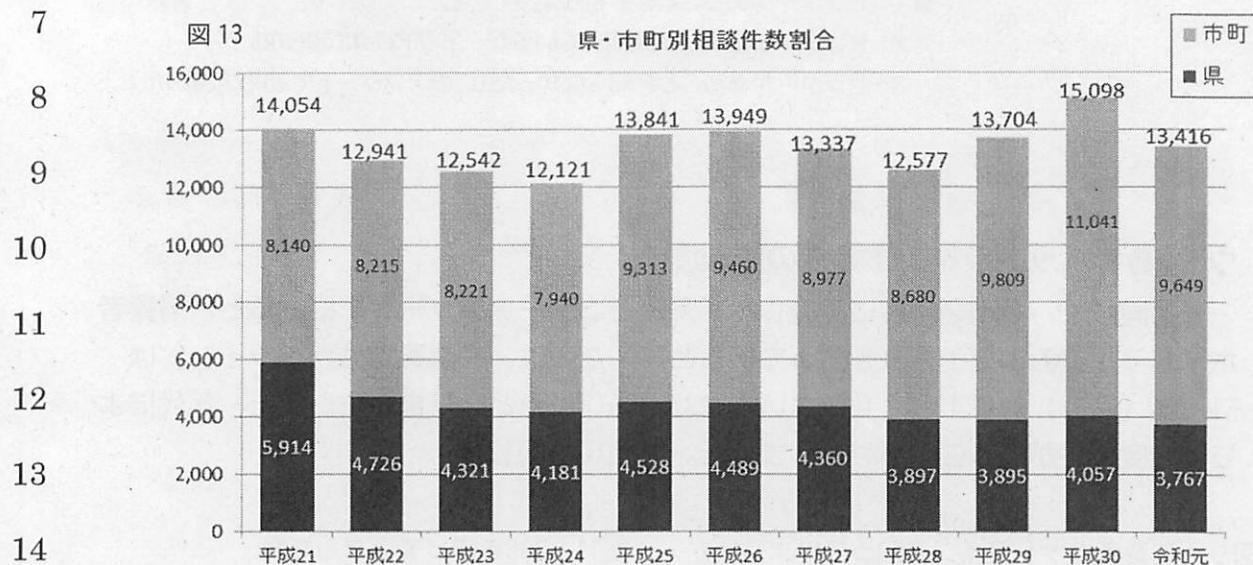
図12（図11の年代別）n=336



## 1 (4) 滋賀県における消費生活相談の状況

### 2 ア 消費生活相談件数の推移

3 相談件数は、平成22年度以降、概ね12,000～13,000件台で推移していましたが、平  
4 成29年度から架空請求ハガキの相談が増加し、平成30年度の相談件数は平成19年度以  
5 来11年ぶりに15,000件を超えるました。令和元年度は架空請求ハガキの相談が減少した  
6 ため、13,416件となりました。（図13）



### イ 年代別相談件数割合の状況

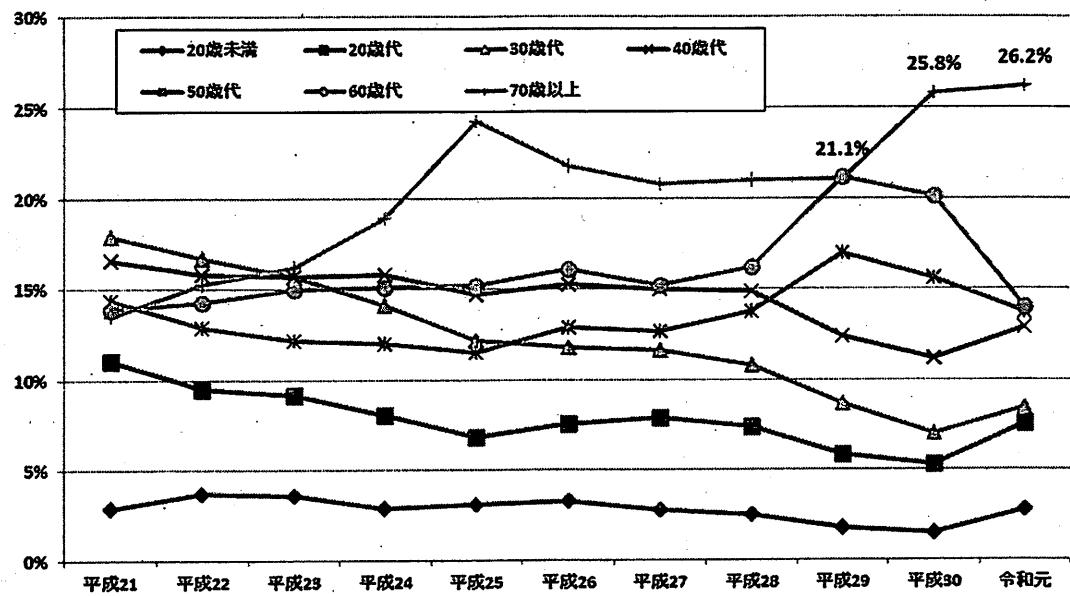
16 高齢者（65歳以上）の相談件数は、平成30年度に前年度比24.8%増と急増し、令和  
17 元年度は前年度比19.7%減となったものの、相談件数全体に占める高齢者の相談件数  
18 の割合は、3年連続で30%を越えています。（図14）

19 高齢者は、被害に遭っていること自体に気づいていなかったり、被害に気づいても  
20 驕されたことを恥と感じ、誰にも話すことなく一人で抱え込んでいる傾向がありま  
21 す。寄せられた相談以上の消費者トラブルが潜んでいると考える必要があります。

図14



図15 年代別相談件数(契約当事者)割合の推移



## ウ 相談内容の特徴

### <内容別の特徴>

令和元年度に寄せられた相談を商品・役務等別に見ると、「インターネット情報サービス（アダルト情報サイト、出会い系サイトなどインターネット上で得られる情報・サービス等）」に関する相談が前年度までに引き続いて最も多く、1,224件で全体の9.1%を占めています。架空請求ハガキに関する相談件数は、平成29年度および平成30年度に大きく増加しましたが、令和元年度は大きく減少しました。

### 相談件数の上位10品目

| 順位 | 令和元年度           |       |       | 平成30年度          |       |       |
|----|-----------------|-------|-------|-----------------|-------|-------|
|    | 商品・役務名          | 件 数   | うち苦情  | 商品・役務名          | 件 数   | うち苦情  |
| 1  | インターネット情報サービス   | 1,224 | 1,193 | ハガキによる架空請求      | 3,626 | 3,621 |
| 2  | ハガキによる架空請求      | 994   | 990   | インターネット情報サービス   | 1,308 | 1,284 |
| 3  | 健 康 食 品         | 599   | 585   | 光回線・プロバイダ関連サービス | 406   | 394   |
| 4  | フリーローン・サラ金      | 440   | 406   | フリーローン・サラ金      | 386   | 346   |
| 5  | 化 粧 品           | 380   | 371   | 健 康 食 品         | 348   | 342   |
| 6  | 光回線・プロバイダ関連サービス | 362   | 349   | 工 事 ・ 建 築       | 340   | 314   |
| 7  | 工 事 ・ 建 築       | 332   | 301   | 賃 貸 住 宅         | 321   | 297   |
| 8  | 賃 貸 住 宅         | 332   | 308   | 修 理 サ ー ビ ス     | 241   | 213   |
| 9  | 移動通信サービス        | 255   | 242   | 自 動 車           | 231   | 204   |
| 10 | 自 動 車           | 247   | 232   | 放 送 サ ー ビ ス     | 213   | 195   |

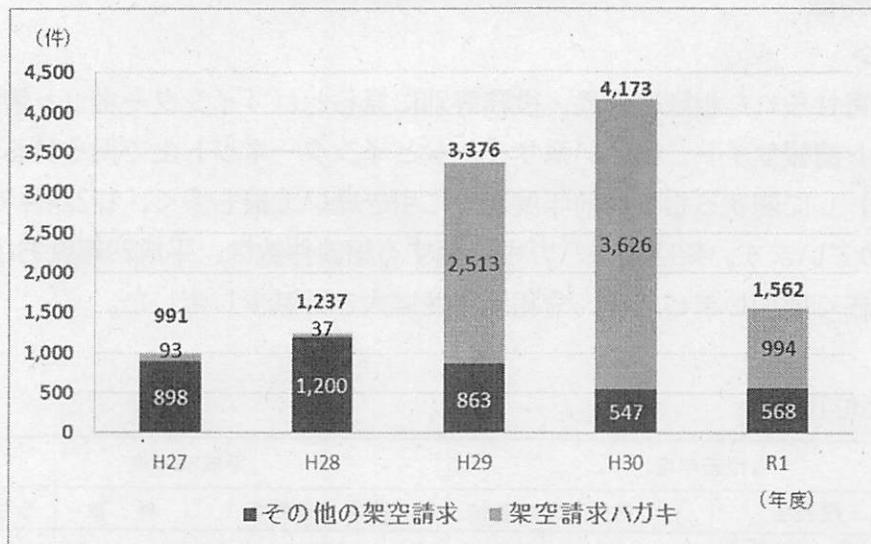
【高齢者(65歳以上)の相談が多い商品・役務(令和元年度)】

| 商品・役務名          | 相談件数 | 高齢者の割合 |
|-----------------|------|--------|
| 架空請求ハガキ         | 585  | 58.9%  |
| インターネット情報サービス   | 335  | 27.4%  |
| 健康食品            | 169  | 28.2%  |
| 光回線・プロバイダ関連サービス | 130  | 35.9%  |
| 工事・建築           | 109  | 32.8%  |
| 社会保険            | 100  | 62.9%  |
| 生命保険            | 93   | 59.6%  |
| フリーローン・サラ金      | 87   | 19.8%  |
| 修理サービス          | 84   | 42.4%  |
| 相続              | 84   | 58.3%  |

【若者(29歳以下)の相談が多い商品・役務(令和元年度)】

| 商品・役務名        | 相談件数 | 若者の割合 |
|---------------|------|-------|
| インターネット情報サービス | 218  | 17.8% |
| 化粧品           | 98   | 25.8% |
| 健康食品          | 88   | 14.7% |
| 賃貸住宅          | 60   | 18.1% |
| フリーローン・サラ金    | 60   | 13.6% |
| 自動車           | 43   | 17.4% |
| 内職・副業         | 37   | 66.1% |
| 電気            | 36   | 17.3% |
| 理美容           | 36   | 47.4% |
| 紳士・婦人洋服       | 30   | 22.4% |

図16 架空請求の相談件数の推移



### <販売購入形態別の特徴>

令和元年度に寄せられた相談において、通信販売や電話勧誘販売など、店舗以外の特殊販売に関する相談は46.2%となっており、特殊販売の半数以上が通信販売によるものとなっています。

特に、商品（役務を除く）のインターネット通販の相談が、令和元年度に前年度の1.6倍と急増しました。また、契約者の年齢構成は、平成26年度は20歳代から40歳代が多かったのですが、令和元年度は40歳代から60歳代の割合が多くなっており、幅広い年代がインターネット通販に関する相談をしています。（図17、図18）

図 17

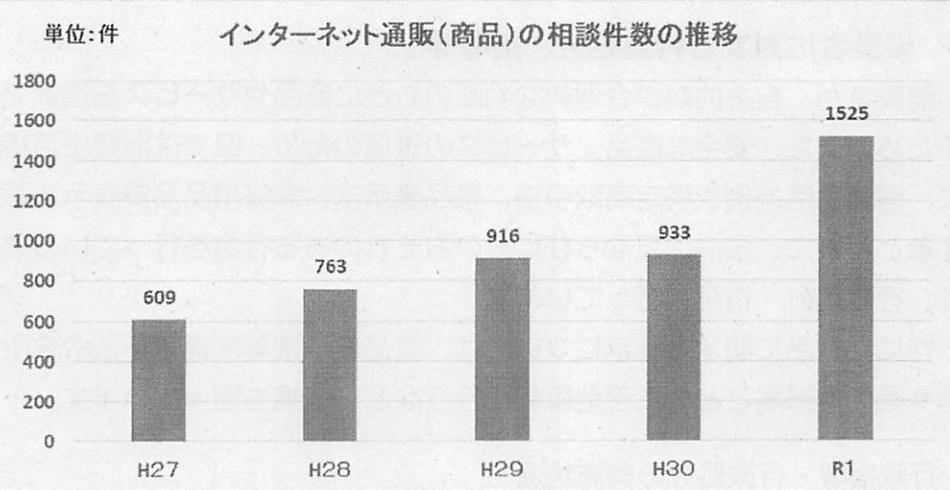
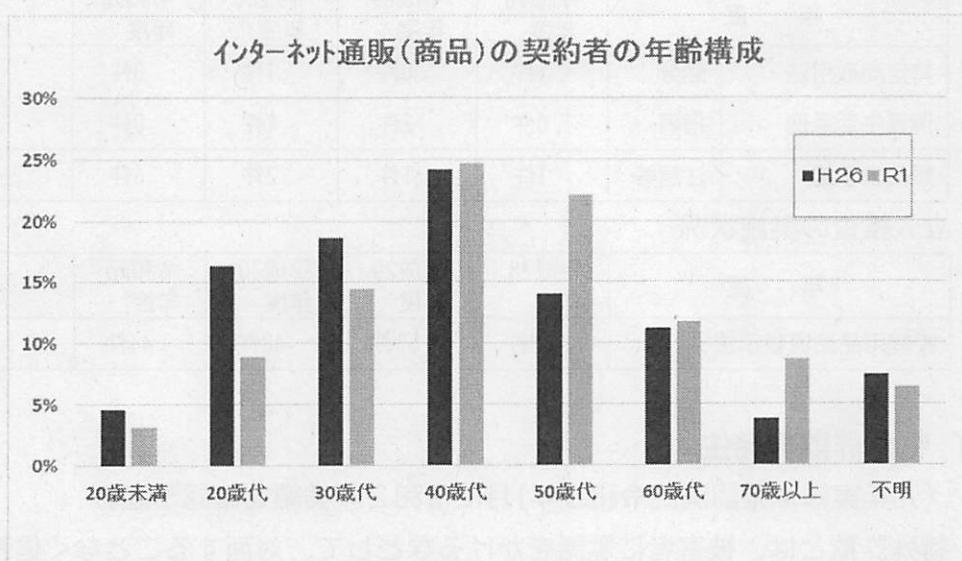


図 18



## 工 危害・危険に関する相談の状況

商品や役務で身体に危害が及んだという「危害」の相談は、令和元年度は128件で、前年度と比べ11件増加しました。このうち、食料品が41件と一番多く、医療や美容エステなどの保健・福祉サービスに関するものが28件、化粧品や医療機器などの保健衛生品に関するものが27件とそれぞれ多くなっています。食料品と保健衛生品に関する相談が増えているのは、健康食品や化粧品の定期購入に関する相談が増加しているためです。

また、身体に危害を受けるおそれのある「危険」の相談については、令和元年度は38件でした。

【危害・危険に関する相談件数】 (件数)

| 年度 | 平成22 | 平成23 | 平成24 | 平成25 | 平成26 | 平成27 | 平成28 | 平成29 | 平成30 | 令和元 |
|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|
| 危害 | 76   | 110  | 89   | 146  | 131  | 119  | 114  | 110  | 117  | 128 |
| 危険 | 58   | 42   | 46   | 123  | 71   | 68   | 40   | 46   | 37   | 38  |

## 1 (5) 滋賀県における事業者指導等の状況

### 2 ア 事業者に対する行政処分、指導等

3 消費者が、自主的かつ合理的な判断のもとに商品やサービスを選択できるようにす  
4 るため、また、安全な商品・サービスの確保のため、県では消費生活相談情報を基  
5 に、消費生活条例や特定商取引法、景品表示法、家庭用品品質表示法等に基づき監視  
6 するとともに、法令違反ならびにそのおそれのある行為を行っている事業者に対して  
7 は、行政処分・指導を行っています。

8 特に、食品に関する表示については、食品表示法等関連する法令を所管する国の機  
9 関や県の他部局とともに現地確認を行うなど、連携を図っています。

### 10 行政指導・行政処分の実施状況

| 年 度               |     | 平成28<br>年度 | 平成29<br>年度 | 平成30<br>年度 | 令和元<br>年度 | 計   |
|-------------------|-----|------------|------------|------------|-----------|-----|
| 特定商取引法・<br>消費生活条例 | 処分  | 1件         | 0件         | 1件         | 0件        | 2件  |
|                   | 指導  | 0件         | 2件         | 1件         | 0件        | 5件  |
| 景品表示法             | 注意等 | 1件         | 1件         | 2件         | 6件        | 10件 |

### 11 立入検査の実施状況

| 年 度       | 平成28<br>年度 | 平成29<br>年度 | 平成30<br>年度 | 令和元<br>年度 | 計    |
|-----------|------------|------------|------------|-----------|------|
| 家庭用品品質表示法 | 62件        | 53件        | 48件        | 44件       | 207件 |

### 12 イ 特殊詐欺の発生

13 (元年実績は確認済。令和3年1月に令和2年実績を確認予定。)

14 特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして、対面することなく信頼させ、指定  
15 した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数から現金等をだまし取る  
16 犯罪（現金を脅し取る恐喝およびキャッシュカード詐欺<sup>注1</sup>を含む。）の総称であ  
17 り、その代表的なものが振り込め詐欺（オレオレ詐欺<sup>注2</sup>、架空請求詐欺<sup>注3</sup>、および  
18 還付金等詐欺<sup>注4</sup>）です。

19 滋賀県では、令和2年に●●●件（令和元年144件）発生し、被害金額は●億●千  
20 万円（令和元年約3億5千万円）余りに上りました。発生件数は前年より●.●%  
21 （●件）減少し、被害金額は、前年から●●.●%（●億円以上）の減となりま  
22 した。しかし、65歳以上の高齢者の被害件数は●●件（令和元年106件）と全体の約●  
23 ●.●%（令和元年73.6%）、被害金額については、約●億●千万円（令和元年約2  
24 億5千万円）と被害総額の約●●.●%（令和元年73.0%）を占めています。  
25

26 注1：警察官や銀行協会等の職員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている」などと言  
27 い被害者の自宅を訪れ、持参した封筒にキャッシュカードを入れさせた上、隙を見て、別のカードが入った同種の  
28 封筒とすり替えるなどして、同キャッシュカードを窃取するもので、法律上は窃取であるが、キャッシュカード手  
29 交型と同視し得ることから、特殊詐欺の内数に計上する。

30 注2：親族、警察官、弁護士等に身分を偽った者から告げられた交通事故、痴漢等の架空の事件の解決に必要な示談金  
31 等の名目で、被害者から現金等を振り込ませる方法等によりだまし取る詐欺

- 1 注3：架空の事実に対する未払金等の請求に係る精算に必要な料金等の名目で、被害者から現金等を振り込ませる方法  
2 等によりだまし取る詐欺  
3 注4：国、地方公共団体その他公共的団体の職員等の身分を偽り、税金の還付等に必要な手続と誤信させ、被害者から  
4 現金等を振り込ませる方法等によりだまし取る詐欺

## 5

## 6 (6) 消費者教育の状況

### 7 ア 国における消費者教育の推進

8 消費者教育推進法に基づき策定された「消費者教育の推進に関する基本的な方針  
9 (基本方針)」(平成25年6月閣議決定、平成30年3月変更)では、「誰もが、どこ  
10 に住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けることができる機会  
11 を提供し、効果的に推進する。」ことを、消費者教育を推進する方向としており、  
12 「幅広い担い手(国・地方、行政・民間、消費者自身)の支援、育成、担い手間の連  
13 携、情報共有の促進」により、これを推進していくとしています。

14 また、地方公共団体は、社会的状況や経済的状況に応じた施策を策定して実施する  
15 ものとし、地域特性に応じた消費者教育推進計画の策定や各種施策への自主的・自立  
16 的な取り組みを行うものとしています。

17 さらに、都道府県には、広域的な観点からの市町村支援および市町村間の消費者教  
18 育の格差を埋める役割を担うほか、教育委員会との共同事業の実施をはじめ、福祉、  
19 衛生、環境等の行政各部との情報共有や連携が求められています。

20 また、令和4年4月の成年年齢引下げを見据えて、消費者庁、文部科学省、法務  
21 省、金融庁が連携し「若年者の消費者教育の推進に関するアクションプログラム」  
22 (平成30年2月決定、同年7月改定)を作成し、平成30年度から令和2年度の3年間  
23 を集中強化期間として取組を推進しています。

24 平成29年には、小・中学校の学習指導要領が改訂され、小学校の社会科および家庭  
25 科、中学校の社会科(公民的分野)および技術・家庭科(家庭分野)で消費者教育に  
26 関する内容の充実が図られました。平成30年には、高等学校の学習指導要領が改訂さ  
27 れ、成年年齢引下げを踏まえ、公民科および家庭科において、消費者教育に関する内  
28 容の充実が図られました。

### 29 30 イ 滋賀県における消費者教育の現状

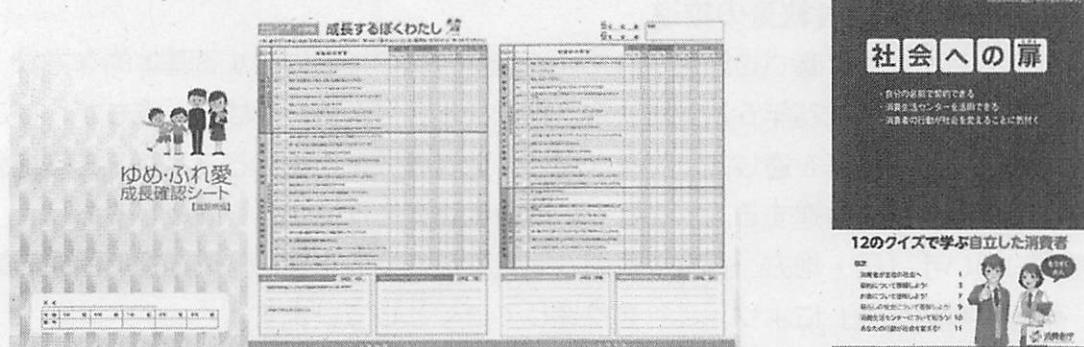
31 学校や地域における消費者教育の推進を図るために、小中学校においては、インターネットの普及に伴う消費者問題を中心に、授業に活用できる副教材(ゆめ・ふれ愛成長確認シート)の作成・配布を行っています。また、高等学校においては、各校の消  
32 費者教育に使用できる副教材(消費者庁作成:社会への扉)を配布・活用していま  
33 す。

34 最近の消費者トラブルに基づき、消費者被害の防止・救済、自立した消費者として  
35 適切な意思決定に基づいて行動することや責任ある消費について考察し、工夫できる  
36 ように取り組んでいます。

一方、地域における消費者教育の推進に関しては、くらしの情報セミナーや出前講座を中心に取り組んでいるほか、滋賀県金融広報委員会と連携した金融経済講演会等を実施しています。

#### ゆめ・ふれ愛成長確認シート

社会への扉(消費者庁作成)



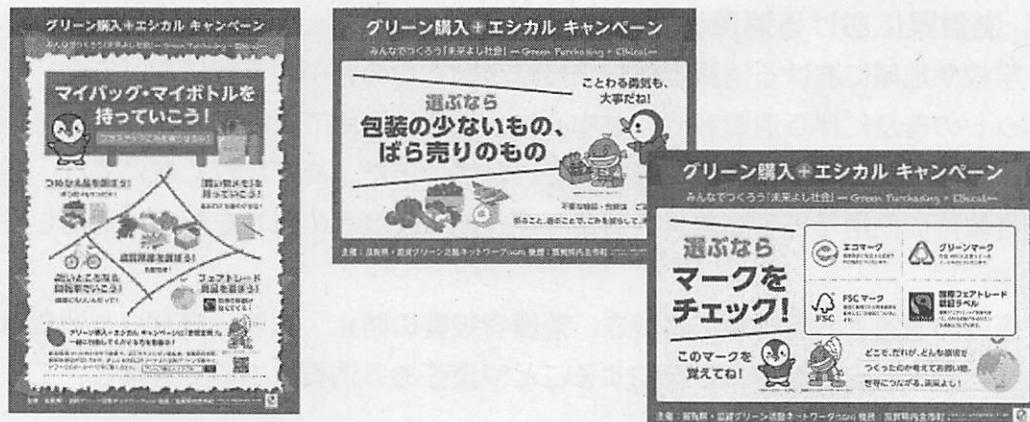
#### ウ エシカル消費の推進

エシカル消費は、公正で持続可能な社会の実現に近づく消費者一人一人の消費選択行動であり、「消費者市民社会」の実現にもつながるものであります。また、エシカル消費を推進することは、SDGsの目標のひとつ「つくる責任 つかう責任」等の達成にもつながります。

このため、関係団体と連携し、キャンペーンやリーダー養成講座、セミナーを開催し、エシカル消費の普及・啓発を図りました。

令和2年2月に実施した県政モニターアンケートでは、「エシカル消費または倫理的消費という言葉を知っていましたか」という認知度に関する設問に対する回答は、「内容も含めて知っていた」は17.5%、「言葉をきいたことはある」は24.3%でした。また、レジ袋持参をはじめとした何らかのエシカル消費を実践している消費者の割合は95.7%であり、エシカル消費という言葉を知らなくても、すでに実践している県民が多いことが分かりました。

#### グリーン購入+エシカルキャンペーン



## 第3章 消費者施策推進の基本方針

### 1 基本理念

滋賀県では第3次計画まで、県民の消費生活の安定と向上に向けて、消費生活条例に掲げる基本理念である、県、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体との相互信頼を基調としつつ、次に掲げる「消費者の8つの権利の尊重」と「消費者が自らの利益の擁護および増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援すること」を基本として消費者施策を推進してきました。

第4次計画でもこの基本理念を継承するとともに、滋賀県基本構想の基本理念「変わる滋賀・続く幸せ」を実現するため、これまでの取組に加えてさらに消費者教育の充実を図り、消費者行政を総合的に推進します。

#### 消費者の8つの権利

①基本的な需要が満たされること

②健全で質の高い環境の下で消費生活を営むこと

③商品または役務によって生命、健康および財産を侵されないこと

④適正な質を有し、適正な表示のされている商品または役務の提供を受けること

⑤商品または役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること

⑥必要な情報および教育の機会が提供されること

⑦不当に受けた被害から適切かつ迅速に救済されること

⑧消費者施策に消費者の意見が反映されること

### 2 目指す姿

＜目指す姿＞

みんなで学び、つくる滋賀の消費者安全・安心社会

1の基本理念のもと、すべての県民が消費者としての基本的な権利を確立し、安全・安心な消費生活を営むことができるようになるためには、消費者団体や事業者団体等、地域の多様な主体と行政が、それぞれの強みを生かして連携することが必要です。

また、県民一人一人が消費者としての「自立」の力を身に付けるだけに止まらず、より良い社会、公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画することは、消費者教育推進法に盛り込まれた「消費者市民社会」の構築につながるものです。

1 第4次計画では、基本的に第3次計画の内容を継承した上で、令和4年4月に実施さ  
2 れる成年年齢引下げ等、社会情勢の変化に対応しながら、より的確な情報発信や消費者  
3 の特性に応じた体系的な消費者教育の推進に重点を置いて取り組みます。そのために  
4 は、消費者だけでなく、行政、事業者など多様な主体が一体となって、消費者市民社会  
5 の構築に取り組むことが重要ですので、目指す姿を「みんなで学び、つくる滋賀の消費  
6 者安全・安心社会」として施策推進の基本方針を定め、施策の着実な推進を図ります。

7

8 **【消費者市民社会】**

9 消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に  
10 関する行動が現在および将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし  
11 得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会  
(消費者教育推進法第2条)

13 **3 基本方針**

14 前述の基本理念および目指す姿の実現に向けて、また、消費者を取り巻く現状等を踏  
15 まえた消費者施策を推進するための基本的な方向として、次の3つの基本方針を掲げ、  
16 それぞれに重点施策を設けることにより、計画の着実な推進を図ります。

17 **基本方針 I 安全・安心な消費生活の確保**

18 **重点施策 1 消費者取引の適正化**

19 **重点施策 2 商品・サービスの安全性の確保**

20 **重点施策 3 生活関連物資およびサービスの安定供給**

21 **基本方針 II 「自ら考え行動する」消費者になるための支援**

22 **重点施策 4 主体的な消費行動を促進する消費生活情報の発信・啓発**

23 **重点施策 5 消費者の特性に応じた体系的な消費者教育・学習の推進**

24 **重点施策 6 持続可能な社会を目指した消費者行動の推進**

26 **基本方針 III 消費者被害の防止と救済**

27 **重点施策 7 消費生活相談体制の充実強化**

28 **重点施策 8 社会的に不利な立場にある方への支援**

30 **重点施策 9 法令違反事業者等への指導強化**

## 第4章 消費者施策の展開

### 基本方針 I 安全・安心な消費生活の確保

県民の安全・安心な消費生活を確保するためには、消費者と事業者間の、情報量等の格差の是正を図り、公正な商取引を確保する必要があります。

また、消費者がより主体的に豊かな消費生活を営むためには、消費者が自主的かつ合理的に商品やサービスを選択できる十分な情報が、適切な広告や表示により提供されるなど、取引が適正に行われる環境を整備することが必要です。

さらに、消費者が商品・サービスにより生命や身体および財産に被害を受けることなく安心して生活するためには、衣食住をはじめとする生活に関わる商品やサービスの安全性が確保され、消費者事故や消費者被害が発生した場合には迅速に情報が消費者に提供されることが重要です。

消費者の安全・安心の確保は、消費者の利益の擁護・増進に最も基本的な施策であることから、各種法令に基づく事業者指導や消費者事故の情報提供等により、消費者が安心して商品やサービスの提供を受けることができるよう取り組みます。

#### 基本方針 I 安全・安心な消費生活の確保

##### 重点施策 1 消費者取引の適正化

- (1) 取引等の適正化
- (2) 広告・表示等の適正化

##### 重点施策 2 商品・サービスの安全性の確保

- (1) 商品・サービスの安全性の確保
- (2) 食の安全・安心の確保
- (3) 消費者事故情報等の収集・提供

##### 重点施策 3 生活関連物資およびサービスの安定供給

#### ■基本方針 I SDGsのゴール・ターゲットとの関連

| ゴール  | ターゲット  | 重点施策                     |
|--|--|--------------------------|
| <br>2 経済を<br>せきに<br>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する | 2.1 飢餓を撲滅し、安全で栄養のある食料を得られるようにする                | 重点施策2 商品・サービスの安全性の確保     |
| <br>12 つくる責任<br>つかう責任<br>持続可能な生産消費形態を確保する                 | 12.3 持続可能な開発および自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識をもつようになる | 重点施策3 生活関連物資およびサービスの安定供給 |

|   |   |  |   |
|---|---|--|---|
|  <p><b>16 平和と公正をすべての人に</b></p> | <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的に説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> | <p>16.b 差別のない法律、規則、政策を推進し、実施する<br/>16.10 情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する</p> | <p><b>重点施策1 消費者取引の適正化</b><br/><b>重点施策3 生活関連物資およびサービスの安定供給</b></p> |
|---|---|--|---|

1  
2

### 3 **重点施策1 消費者取引の適正化**

#### 4 (1) 取引等の適正化

5 消費者と事業者との間の公正な商取引を確保し、消費者が適切な商品やサービスの選  
6 択ができ、消費者被害を防止するため、法令に違反する行為を行っている事業者や、特  
7 定商取引法等の法令についての認識が不十分なまま法令違反のおそれのある行為を行つ  
8 ている事業者に対しては、特定商取引法や消費者安全法等に基づき、事業者の指導監  
9 督・立入検査等を行います。あわせて、法律の改正等に当たってはわかりやすい情報提  
10 供に努めるとともに、消費者関連法遵守のための注意等を適時行い、事業者からの特定  
11 商取引法等に関する相談に対し、助言等を行うことにより、取引等の適正化を図ります。  
12

#### 13 【具体的な取組】

| 実施取組               | 取組の内容  |
|--------------------|--|
| 特定商取引法・消費生活条例の適正運用 | 特定商取引法や消費生活条例に基づく事業者指導を積極的に行い、悪質事業者に対する指導等の強化を図ります。複数の府県にまたがる消費者被害も多発していることから、国や他の都道府県との連携を図り、事業者指導の効果を高めます。 |
| 割賦販売法の適正運用         | 割賦販売法に基づき、事業者に対し立入検査を実施し、指導監督を行います。  |
| 貸金業者の指導監督          | 貸金業法に基づき、貸金業者の業務の適正な運営の確保および資金需要者等の利益の保護を図るために、指導や立入検査を実施します。  |
| 建設業者の指導監督          | 建設業を営む者の資質の向上等を図ることにより、建設工事の適正な施工を確保するとともに、住宅瑕疵担保履行法に基づき、建設業者に係る特定住宅瑕疵担保責任を金銭的に担保し、発注者の保護を図ります。              |
| 宅地建物取引業者の指導監督      | 宅地建物取引業務の適正化を図るために、宅地建物取引業法に基づき業者に対する指導監督を行うことにより、公正な取引の確保と消費者の保護を図ります。                                      |
| 健康福祉サービス評価システムの推進  | 健康福祉サービスの質の向上と利用者のサービス選択に資するため、自己評価を促進するとともに、評価調査者養成研修や評価機関の認証などを行い、第三者評価の実施に取り組みます。                         |

14  
15

## 1 (2) 広告・表示等の適正化

2 広告や表示は、消費者が商品の購入やサービスの利用の際に、合理的で適切な選択を行いうための基礎となる情報であることから、事業者に対し調査や指導、立入検査を実施するとともに、適正な広告や表示の仕方について情報提供等を行うなど、広告・表示の適正化を図ります。

6 特に、食品表示等の不正事案の多発を受けて景品表示法が改正され、事業者側には表示管理体制の強化が求められ、県には措置命令等の権限が付与されています。不適正な表示を行う事業者に対して、行政処分や指導を適切に実施していく必要があります。

### 9 【具体的な取組】

| 実施取組              | 取組の内容  |
|-------------------|--|
| 景品表示法に基づく表示指導     | 景品表示法に基づき、適正な広告・表示を行うよう事業者に対する指導を強化します。また、景品表示法に関する説明会を開催する等、法や制度の周知により、表示の適正化を図ります。 |
| 食品表示法に基づく表示指導     | 原材料名や期限表示、食品添加物およびアレルゲン等の表示について、食品の製造・販売施設への立入検査等を行い、表示の適正化を図ります。                    |
| 家庭用品品質表示法に基づく表示指導 | 家庭用品品質表示法に基づき、立入検査の実施や販売業者等に対する表示事項遵守の指示を行うことにより、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図ります。             |
| 米穀の適正流通の推進        | 米穀の出荷販売事業者等への巡回調査・指導を行うことにより、主要食糧法および米トレーサビリティ法に基づく米穀の適正流通の推進を図ります。                  |
| 計量法に基づく検査等        | 取引や証明に使用する計量器（はかり）の定期検査の実施や商品量目（内容量）立入検査等を行うことにより、正確な計量の確保に努めるとともに、適正計量の周知徹底を図ります。   |

10

## 11 重点施策2 商品・サービスの安全性の確保

### 12 (1) 商品・サービスの安全性の確保

13 商品やサービスの安全性の確保は、消費者が安心して消費生活を送るための重要な事  
14 項です。各種法令に基づく立入調査等を実施するなど、府内各部署と連携して消費者の  
15 安全・安心対策に取り組みます。

### 16 【具体的な取組】

| 実施取組              | 取組の内容   |
|-------------------|---|
| 危険物・高圧ガス等に対する保安対策 | ・危険物の貯蔵・取扱いおよび消防設備機器の安全を図るために、講習会等を実施します。<br>・高圧ガス（LPGガス等）による災害を防止するため、事業所・販売店に対する立入検査や保安講習会の開催等を実施します。<br>・火薬類による事故の防止や、粗悪な電気用品（工事）等による危害を防止するため、販売店等に対し、立入検査や保安講習会の開催等を実施します。 |

|               |   |
|---------------|---|
| 消費生活用製品の安全の確保 | 特定製品の販売業者や特定保守製品の取引事業者に対して立入検査を行うなど、消費生活用製品の安全を確保するよう努めます。  |
| びわ湖材産地証明事業    | 県内産木材が適正に消費者に提供されるよう、県産木材取扱業者の審査・認定・登録、登録業者への指導・検査、産地証明、流通量の把握、情報の提供、普及啓発等を行うことにより、安心と信頼の分別・表示管理システムの運用に努めます。 |
| 家庭用品安全対策の推進   | 有害物質を含有する家庭用品について監視および検査を行い、健康被害の防止に努めます。   |
| 建築物等の安全対策     | 構造・設備・敷地・用途が適法な建築物が提供されるよう、建築士事務所や建築工事事業者、指定確認検査機関等に対する講習会を開催するとともに、建築基準法に定める中間検査や完了検査、定期点検の実施等にかかる指導を実施します。  |
| 医薬品等の安全の確保    | 消費者に有効かつ安全な医薬品等を供給するため、医薬品製造業者等に対する監視指導の実施や、医薬品等の品質検査を行います。   |
| 医療サービスの安全の確保  | 医療安全や医療機関に関する相談に対応し、患者・家族と医療関係者・医療機関との信頼関係の構築を支援します。  |
| 毒物劇物の安全対策     | 毒物劇物による保健衛生上の危害防止を図るため、毒物劇物営業者等に対する監視指導等を実施します。   |
| 生活衛生施設等の監視指導  | 生活衛生営業施設および遊泳用プールが衛生的に整備管理されるよう、生活衛生営業施設等に対する許可・確認・検査および立入検査・指導を行います。   |

## 1 (2) 食の安全・安心の確保

「食」は、命と健康に直結するものであり、食の安全は県民が安心して健康に暮らしていくためには欠かすことができない問題です。  
食中毒の予防や食品の衛生管理、食品添加物の検査等を行うとともに、消費者・事業者に対し食品衛生知識の向上を図り、食の安全・安心の確保に取り組みます。

### 6 【具体的な取組】

| 実施取組          | 取組の内容  |
|---------------|--|
| 食の安全確保推進事業    | 食の安全・安心を確保するため、食の安全情報の提供やシンポジウム・意見交換会等の開催などにより食の安全・安心に関する正確で分かりやすい情報を発信するとともに、滋賀県食品衛生監視指導計画に基づき計画的に監視指導を実施します。 |
| 食の安全・安心強化対策事業 | 食の安全・安心事業を強化するため、大規模な食中毒を想定した模擬訓練、飲食店等の自主衛生管理の推進、消費者の意向を反映した買い上げ検査と情報提供を実施します。                                 |
| 食中毒予防対策事業     | 食中毒予防の正しい知識および情報を周知するとともに、食中毒の発生リスクが高い飲食店等に対して事故防止対策を重点的に指導します。  |
| 食品・添加物試験検査事業  | 食品、添加物等の規格基準検査や農畜産物の残留農薬検査、アレルゲン含有食品の検査、遺伝子組換え食品の検査等を行い、県民に提供される食品の安全確保に努めます。                                  |
| 食品表示法に基づく表示指導 | 原材料名や期限表示、食品添加物およびアレルゲン等の表示について、食品の製造・販売施設への立入検査等を行い、表示の適正化を図ります。  |

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 食肉衛生検査事業              | と畜場に搬入される獣畜に対して、と畜検査員による検査を行うとともに、関係業者への衛生指導・検査を行い食肉の安全確保を図ります。  |
| 食鳥肉衛生対策事業             | 食鳥処理場の衛生確保および食鳥検査方法の向上に努め、食鳥肉の安全確保を図ります。   |
| 食品安全監視センター事業          | 特定食品等製造等施設に対して、HACCP の適切な運用管理を指導することにより、食品等事業者の衛生管理レベルの維持・向上を図ります。   |
| 農業生産工程管理手法（GAP）普及促進事業 | 県産農産物に対する消費者の信頼を高めるため、県産農産物の安全性の確保等を目指して、農業生産工程管理（GAP）手法の普及に努めます。  |
| 環境こだわり農産物認証制度の運営      | 化学合成農薬、化学肥料の使用量を慣行の5割以下に減らし、かつ農業濁水の流出を防止するなど琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らした技術で栽培された農産物を「環境こだわり農産物」として県が認証し、生産者が自身の取り組みを伝えることにより、消費者の商品選択の判断に役立てます。 |
| しがの米麦大豆安全安心確保事業       | 実需者・消費者の安心感を確保するため、米・麦・大豆の品質調査（安全分析）を行う生産者団体の取組を支援します。   |
| 生産物の安全対策の推進           | 農薬や動物用・水産用医薬品、家畜用飼料について、適正な使用がなされるよう立入検査や巡回指導を実施します。   |

1

### （3）消費者事故情報等の収集・提供

リコール情報や関係機関からの注意喚起情報および重大事故情報等を広く収集し、県民の生命、身体に危害が及ぶ恐れのある商品やサービスについて、消費者への周知を図ります。また、消費生活相談のうち、生命・身体に関する事故情報については、<sup>バイオ-</sup>NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）等を通じて速やかに関係省庁に報告し、事故防止に役立てます。

#### 【具体的な取組】

| 実施取組                 | 取組の内容  |
|----------------------|--|
| リコール情報・重大事故情報等の収集・提供 | リコール情報、関係機関からの注意喚起情報および重大事故情報等を広く収集し、各種媒体を通じて速やかな提供、周知を図ります。 |
| 消費生活用製品の安全の確保        | 特定製品の販売業者や特定保守製品の取引事業者に対して立入検査を行うなど、消費生活用製品の安全を確保するよう努めます。   |

9

### 重点施策3 生活関連物資およびサービスの安定供給

豊かで安定した県民生活のためには、物価が安定し、物資が安定的に供給される必要があります。県民の生活に必要な物資およびサービス（生活関連物資等）について、大規模な災害発生等、価格高騰の恐れがある緊急時には、生活関連物資の調査を行い、市場の状況を把握します。

- 1 また、生活関連物資の価格が高騰した際に、買占めや売惜しみなど安定した供給を阻害する不適正な行為が行われた場合には、関係法令や条例に基づき、不適正な行為の是正を勧告するなど、生活関連物資の安定した供給の確保に努めます。

4 【具体的な取組】

| 実施取組            | 取組の内容   |
|-----------------|---|
| 物価情報に関する統計情報の提供 | 消費生活上重要な商品の小売価格およびサービスの料金を調査し、消費者物価指数として公表します。また、定期的に消費者物価指数等の情報提供を行い、物価動向の周知を図ります。 |

5

1 基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援

2 インターネット関連の消費者問題の増加や悪質商法の手口の多様化により、消費者被害は若者から高齢者まであらゆる年代に発生しています。消費者が消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力を育成するため、ライフステージや消費者の特性等に応じた情報発信・啓発や消費者教育・学習を推進します。

3 消費者教育・学習の推進にあたっては、「消費者の自立の支援」と「消費者市民社会の形成」を基本的な考え方として取り組みます。第4次計画では、消費者と多様な主体が「みんなで学び、つくる」ようさらに連携を図ります。

4 また、持続可能な社会の実現のため、消費者が消費行動を通じて、より良い暮らし、より良い社会の形成に主体的に参画し、発展に寄与できるよう積極的に支援し、連携・協働（つながり）による消費者市民社会の構築を目指します。

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16 基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援

17 重点施策4 主体的な消費者行動を促進する消費生活情報の発信・啓発

- 18 (1) 消費者の特性に配慮した情報発信・啓発  
19 (2) 災害発生・感染症拡大等緊急時の情報発信・啓発  
20 (3) インターネット等に関連する消費者行動への対応

21 重点施策5 消費者の特性に応じた体系的な消費者教育・学習の推進

- 22 (1) 消費者教育・学習の機会拡大と体系的な消費者教育の推進  
23 (2) 若年者向け消費者教育の強化  
24 (3) 特性に応じた消費者教育  
25 (4) 消費者教育の担い手（人材）の育成と支援

26 重点施策6 持続可能な社会を目指した消費者行動の推進

- 27 (1) エシカル消費の推進  
28 (2) 環境に配慮した消費者行動の推進  
29 (3) 環境学習・環境保全活動の支援  
30 (4) 消費者市民社会の構築に向けた気運づくり

## 1 ■基本方針Ⅱ SDGsのゴール・ターゲットとの関連

| ゴール   | ターゲット  | 重点施策  |
|---|--|---|
|  <p>1 貧困をなくそう<br/>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>   | 1.5 脆弱層の人々の強靭性を構築する  | 重点施策4 主体的な消費者行動を促進する消費生活情報の発信・啓発                              |
|  <p>4 質の高い教育をみんなに<br/>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>  | 4.5 脆弱層が教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする<br>4.7 教育をとおして持続可能な開発に必要な知識・技能を得られるようにする | 重点施策5 消費者の特性に応じた体系的な消費者教育・学習の推進<br>重点施策6 持続可能な社会を目指した消費者行動の推進 |
|  <p>8 働きがいも経済成長も<br/>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>                               | 8.7 強制労働・奴隸制・人身売買を終わらせ、児童労働をなくす  | 重点施策6 持続可能な社会を目指した消費者行動の推進                                    |
|  <p>10 人や国の不平等をなくそう<br/>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>  | 10.2 すべての人の能力を強化し、社会・経済・政治への関わりを促進する                                     | 重点施策5 消費者の特性に応じた体系的な消費者教育・学習の推進                               |
|  <p>12 つくる責任つかう責任<br/>持続可能な生産消費形態を確保する</p>   | 12.8 持続可能な開発および自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識をもつようとする                           | 重点施策6 持続可能な社会を目指した消費者行動の推進                                    |
|  <p>15 陸の豊かさも守ろう<br/>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>          | 15.1 陸域・内陸淡水生態系及びそのサービスの保全・回復・持続可能な利用を確保する                               | 重点施策6 持続可能な社会を目指した消費者行動の推進                                    |
|  <p>16 平和と公正をすべての人に<br/>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的に説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> | 16.7 適切な意思決定を確保する<br>16.10 情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する                     | 重点施策4 主体的な消費者行動を促進する消費生活情報の発信・啓発                              |

## 重点施策4 主体的な消費者行動を促進する消費生活情報の発信・啓発

消費者が自主的かつ合理的な判断のもとに商品やサービスを選択し、安全・安心な消費生活を送るために、悪質商法の手口や消費者事故情報など、消費者に必要な情報を迅速に提供されること、また、消費者が必要とする時に簡単に入手できることが求められます。消費者が消費生活に関する情報を収集しやすい環境を整えるとともに、身近な消費者問題について関心を持てるような啓発を行います。

また、災害発生時など消費者が消費生活において不安を抱くような社会情勢下では、消費者が混乱を来すことのないよう、迅速で適切な情報提供に努めます。

### (1) 消費者の特性に配慮した情報発信・啓発

消費者が自主的かつ合理的に商品やサービスを選択できるよう、関係機関と連携して、高齢者、若年者、障害者、外国人等年齢や特性に応じた的確な情報発信・啓発を行います。

特に、重点施策8で後述する、社会的に不利な立場にある高齢者等への支援を行う際には、関係団体等と連携して効果的な啓発を行います。

情報発信にあたっては、最新の消費生活相談状況に基づき、実際の被害事例を示しながら、消費者が必要とする情報をわかりやすく提供します。

#### 【具体的な取組】

| 実施取組                  | 取組の内容  |
|-----------------------|--|
| 消費者の特性に応じたわかりやすい情報の発信 | 幅広い世代に対する消費者啓発とともに、高齢者、若者、障害者、外国人など、その年齢層や特性に応じた媒体を活用して、実際の被害事例など消費生活に関する情報をわかりやすく提供します。 |
| 啓発資料等の作成および配布         | 消費者の年齢層や特性に応じ、様々な場面で活用できる啓発資料等を作成・配布します。   |
| 啓発資料等の貸出および情報の提供      | 消費者教育や啓発のために役立つ情報を県のホームページに掲載するとともに、教材等を希望者に貸し出します。                                      |

### (2) 災害発生・感染症拡大等緊急時の情報発信・啓発

災害や感染症拡大によるトラブルに対応した啓発を行い、消費者の不安を取り除くことや、商品の品薄等に対する冷静な消費行動への呼びかけに努めます。

あわせて、平時から生活必需品の備蓄など災害に備える必要性や、災害時には正確ではないデマなどが発生しやすいため、消費者が正確な情報を選択できるように日頃から啓発を行います。

## 1 【具体的な取組】

| 実施取組                   | 取組の内容  |
|------------------------|--|
| 災害発生・感染症拡大等緊急時の情報発信・啓発 | 災害や感染症拡大による消費者トラブル未然防止のための啓発を消費者の年齢層や特性に応じた媒体を活用して行います。<br>商品の品薄等が発生した場合、正しい情報に基づく冷静な消費行動を周知します。 |
| 平時から災害に備える必要性の啓発       | 平時から生活必需品の備蓄など災害に備える必要性や、災害時の正確な情報の選択について、日頃から消費者に啓発します。   |

2

## 3 (3) インターネット等に関連する消費者行動への対応

4 パソコンやスマートフォンの普及に伴い、インターネット通販に関連する消費生活相  
 5 談が増加しています。特に、新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛や在宅勤務の影  
 6 韻により、インターネット通販に関するトラブルが急増しました。消費者にとっては利  
 7 便性が増した一方で、内容を確認しないまま契約したり、SNSや動画投稿サイトの広  
 8 告から誘引されトラブルになることが多くなっています。また、近年、消費者の決済手  
 9 段の多様化が進み、キャッシュレス決済に関する消費生活相談も増加しており、慣れな  
 10 い決済手段に関する知識を必要としている方がおられます。

11 このため、インターネットの利用や情報化の進展に伴う消費者トラブルについて情報  
 12 発信・啓発を行い、トラブルの未然防止に努めます。また、キャッシュレス決済など新  
 13 たな決済方法に関して、消費者の年齢や特性に応じた方法を用いて、そのメリットと併  
 14 せてリスクについて啓発を行います。

## 15 【具体的な取組】

| 実施取組                            | 取組の内容   |
|---------------------------------|---|
| インターネット等に関連した消費者トラブルに関する情報発信・啓発 | 最新の消費者トラブルの状況に応じて、消費者被害の未然防止のため、消費者の年齢層や特性に応じた媒体を活用して情報発信を行います。 |
| キャッシュレス決済など新たな決済方法に関する啓発        | 最新の決済方法について、メリットと併せてリスクについて、広報誌や関係団体と連携した講座において啓発します。           |

16

17

18

19 重点施策5 消費者の特性に応じた体系的な消費者教育・学習の  
 20 推進

21 消費者が、民法に規定される「同時履行の抗弁権」などの契約に関する基礎知識を身  
 22 に付けることが、消費者自身を守ることにつながります。また、消費者が「契約」とあ  
 23 わせて「お金」や「暮らしの安全」に関する知識を理解し、消費者トラブルにあったと  
 24 ときは消費生活相談窓口に相談できるよう消費者教育を推進し、安全・安心な消費生活の  
 25 実現を目指します。

1 平成24年12月に施行された消費者教育推進法では、「消費者教育」および「消費者市  
2 民社会」の定義が示され、消費者教育の推進にあたっては、幼児期から高齢期までの各  
3 段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢や障害の有無等の特性、学校、地域、家  
4 庭、職域等の場の特性等に応じた適切な方法により、多様な主体や他施策と連携を図り  
5 つつ効果的に行われなければならないこととされています。

## 6 (1) 消費者教育・学習の機会拡大と体系的な消費者教育の推進

7 誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、幼児期から高齢期までの各段階に応じ  
8 た消費者教育を様々な場で受けることができる機会や学びあう機会を、幅広い主体と連  
9 携しながら提供し、体系的教育を効果的に推進します。

10 消費者教育の推進にあたっては、消費生活センターを拠点として、多様な主体が連  
11 携・協働した体制づくりを行い、様々な場における外部人材を活用した効果的な消費者  
12 教育に取り組みます。

13 このため、令和2年度から滋賀県消費生活センターに消費者教育コーディネーターを  
14 配置し、学校、消費者団体、事業者・事業者団体、大学等と連携を図り、地域全体の消  
15 費者教育を推進します。

### 16 ① 学校等における消費者教育の推進

17 消費者被害に遭わない等「生きる力」を育むため、学習指導要領に基づき、各学校  
18 等における消費者教育を推進します。

19 平成29年には、小・中学校の学習指導要領が改訂され、小学校の社会科および家庭  
20 科、中学校の社会科（公民的分野）および技術・家庭科（家庭分野）について、平成  
21 30年には、高等学校の学習指導要領が改訂され、成年年齢引下げを踏まえ、公民科お  
22 よび家庭科において、消費者教育に関する内容の充実が図られました。

23 このため、小・中学校においては、教育委員会と連携して作成・配布した副教材を  
24 活用して、引き続き学校の消費者教育を支援します。

25 高等学校においては、教育委員会と連携し、高校生を対象とした消費者庁作成教材  
26 「社会への扉」を用いた授業を県内すべての高等学校（特別支援学校の高等部を含  
27 む）で行うことを目指すとともに、研修会等を通じて、教員の消費者教育を支援しま  
28 す。

29 また、消費者としてより社会との関連が深まり、経済活動の範囲も広がる大学生や  
30 専修学校等の学生には、消費者問題に関する情報等を提供するとともに、大学等の設  
31 置主体に対しては、消費者教育の自主的な取組を促進します。

32 学校等の消費者教育の推進にあたっては、教育委員会や関係団体等との連携を図  
33 り、今後の効果的な消費者教育について検討していきます。

34  
35  
36

## 1 【具体的な取組】

| 実施取組                  | 取組の内容  |
|-----------------------|--|
| 学校における外部人材の活用         | 県消費生活センター等の相談員や弁護士等、消費者教育に関する外部講師による出前講座を活用し、消費者教育を推進します。                              |
| 消費生活に関する啓発資料の提供や教材の作成 | 消費生活に関する啓発資料や、学校等で使いやすい教材を作成し、提供します。   |
| 消費者教育を推進する教員への支援      | 教員等を対象に、消費者教育に関するモデル授業の実施等、研修機会や実践事例情報を提供します。  |
| 家庭における消費者教育の支援        | 幼児期の子どもやその保護者を対象に、PTA研修会や親子セミナーの場等を利用した講座等を実施します。                                      |
| 消費者教育に関する情報提供         | 国の関係省庁等が作成した教材や資料、先進事例等について情報提供を行います。  |
| 大学等に対する消費者教育推進の要請     | 大学等の学生を対象とした出前講座を実施します。消費者教育の重要性についての認識を共有できるよう、大学等の設置者との意見交換等を通じて、消費者教育の自主的な取組を促進します。 |
| 消費生活に関する啓発資料等の提供      | 消費生活に関する啓発資料や教材を作成し、提供します。   |

2

## 3 ②地域や職域等における消費者教育の推進

4 消費者の特性（高齢者、障害者等）に応じた消費者被害の状況や、自治会や老人会などの地域や職域等の消費者教育を実施する場等を踏まえ、消費者被害の防止に向けて、消費者の特性や様々な場に応じた方法で消費者教育を推進します。

7 実施にあたっては、消費生活相談員が行う出前講座や金融広報委員会の活動と連携して、地域のニーズにあわせた消費者教育に取り組みます。

## 9 &lt;地域&gt;

## 10 【具体的な取組】

| 実施取組                       | 取組の内容  |
|----------------------------|--|
| 高齢者等を対象とした講習会等の実施          | 老人会等への出前講座等、高齢者を対象とした効果的な講習会等を実施します。                                       |
| 高齢者等を対象とした効果的な情報提供         | 高齢者等の消費者被害状況等を踏まえ、関係団体や警察等と連携して効果的な情報提供に努めるとともに、相談窓口の周知を図ります。              |
| 高齢者等を対象とした消費者被害防止啓発等の実施    | 県内の様々な場所において高齢者向けの消費者被害防止パネル展等の啓発活動を行い、消費者被害の事例等について情報提供を行います。             |
| 高齢者等の見守り支援者の育成             | 民生委員・児童委員や介護関係者等地域の見守り支援者に対して研修の機会を設け、消費者トラブル事例や対応策を伝えることにより見守り意識の向上を図ります。 |
| 消費者被害の未然防止・拡大防止に向けた各種広報の実施 | 自治会や地域のグループ等を対象とした消費生活相談員や金融広報委員会の出前講座等を実施します。                             |
| 関係団体と連携した消費者教育の推進          | 市町や関係団体との連携による消費者イベントや講演会、啓発等を実施します。                                       |

11

## 1 &lt;職域&gt;

## 2 【具体的な取組】

| 実施取組                 | 取組の内容   |
|----------------------|---|
| 事業者等に対する従業者への消費者教育推進 | 事業者に対して、消費生活に関する研修等の開催等、従業者への消費者教育の推進を図ります。<br>従業者の消費生活講座等への参加を呼びかけます。                        |
| 消費者志向経営等に関する情報提供     | 顧客の声を生かした消費者への情報提供を行うよう事業者等に呼びかけます。<br>事業者への消費生活に関する啓発資料や関連情報を提供します。<br>先進的な取組について、広くPRを行います。 |

## 3 ③多様な主体と連携した消費者教育の推進

4 消費者教育を効果的に推進するためには、県やそれぞれの消費者教育を行う主体が  
5 単独で取り組むのではなく、県と多様な主体が連携することが必要です。

6 消費者団体や消費者リーダー育成講座修了者との連携については、エシカル消費等  
7 に関する講演会の開催や消費者向けイベントにおける啓発を引き続き連携して行い、  
8 幅広い対象者に向けた消費者教育を推進します。

9 また、住民に身近な消費生活相談窓口である市町と連携して、地域における消費者  
10 教育を推進します。

11 環境学習、食育、食品ロス削減等を所管する府内関係部局とは、持続可能な消費の  
12 実践を目指す消費者教育との関わりが深いことから、相互に連携を図ることでそれぞれ  
13 の取組の効果を高めます。

14 併せて、金融経済教育や法教育等、幅広く日常の消費生活に関連する教育に関する  
15 施策は、消費者教育と重なる部分が多くあることから、これらの教育に関わる関係団  
16 体等とも連携しながら、取組を進めます。

## 17 【具体的な取組】

| 実施取組                      | 取組の内容  |
|---------------------------|--|
| 関係団体と連携した消費者教育の推進（再掲）     | 市町や関係団体との連携による消費者イベントや講演会、啓発等を実施します。                               |
| （重点施策6において後述）エシカル消費の推進    | 多様な主体と連携し、人や社会、環境、地域に配慮した消費行動を推進し、エシカル消費を実践する消費者を育成します。            |
| （重点施策6において後述）体系的な環境学習推進事業 | ・環境学習の体系的・総合的な推進を図るため、幼児の自然体験型環境学習や小・中・高等学校等におけるエコ・スクールの実践等を支援します。 |
| 食育の推進                     | 滋賀県食育推進計画に基づき、消費者、事業者、行政等の多様な主体が連携し、食育を推進します。                      |
| 食品ロス削減の推進                 | （仮称）滋賀県食品ロス削減推進計画（策定中）に基づき、消費者、事業者、行政等の多様な主体が連携し、食品ロス削減に取り組みます。    |
| 金融広報委員会と連携した消費者教育         | 金融広報委員会の出前講座等と連携し、地域や職域における消費者教育を推進します。                            |

|                |  |
|----------------|--|
| 弁護士会と連携した消費者教育 | 弁護士会と共に、弁護士や消費生活相談員を高校や特別支援学校に派遣し、講演会を実施します。 |
|----------------|--|

## (2) 若年者向け消費者教育の強化

消費生活相談は20歳になると増加しており、悪質事業者が未成年者取消権が使えなくなる20歳になったばかりの若年者をターゲットにしているためと考えられます。成年年齢が引き下げられると、より社会経験が少ない若年者が被害者になるだけではなく、自らがマルチ商法等の勧誘者として加害者になる恐れもあることから、若年者への重点的な啓発が必要です。

このため、令和4年4月の成年年齢引下げを見据え、教育委員会や学校現場と連携し、学習指導要領に基づき行われる消費者教育を推進します。併せて、引き続き高等学校での出前講座等で啓発を行います。

また、地域や職域において、消費生活に関する講座等を実施し、若年者向け消費者教育を推進します。

### 【具体的な取組】（再掲）

| 実施取組                       | 取組の内容  |
|----------------------------|--|
| 学校における外部人材の活用              | 県消費生活センター等の相談員や弁護士等、消費者教育に関する外部講師による出前講座を活用し、消費者教育を推進します。              |
| 消費生活に関する啓発資料の提供や教材の作成      | 消費生活に関する啓発資料や、学校等で使いやすい教材を作成し、提供します。                                   |
| 消費者教育を推進する教員への支援           | 教員等を対象に、消費者教育に関するモデル授業の実施等、研修機会や実践事例情報を提供します。                          |
| 消費者被害の未然防止・拡大防止に向けた各種広報の実施 | 自治会や地域のグループ等を対象とした消費生活相談員や金融広報委員会の出前講座等を実施します。                         |
| 関係団体と連携した消費者教育の推進          | 市町や関係団体との連携による消費者イベントや講演会、啓発等を実施します。                                   |
| 事業者等に対する従業者への消費者教育推進       | 事業者に対して、消費生活に関する研修等の開催等、従業者への消費者教育の推進を図ります。<br>従業者の消費生活講座等への参加を呼びかけます。 |

## (3) 特性に応じた消費者教育

高齢者や障害者等の消費者被害の状況を踏まえ、消費者の特性に応じた方法で消費者教育を推進します。

### 【具体的な取組】（再掲含む）

| 実施取組               | 取組の内容   |
|--------------------|---|
| 高齢者等を対象とした講習会等の実施  | 老人会等への出前講座等、高齢者を対象とした効果的な講習会等を実施します。                          |
| 高齢者等を対象とした効果的な情報提供 | 高齢者等の消費者被害状況等を踏まえ、関係団体や警察等と連携して効果的な情報提供に努めるとともに、相談窓口の周知を図ります。 |

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 高齢者等を対象とした消費者被害防止啓発等の実施 | 県内の様々な場所において高齢者向けの消費者被害防止パネル展等の啓発活動を行い、消費者被害の事例等について情報提供を行います。            |
| 高齢者等の見守り支援者の育成          | 民生委員・児童委員や介護関係者等地域の見守り支援者に対して研修の機会を設け、消費者トラブル事例や対応策を伝えことにより見守り意識の向上を図ります。 |
| 特別支援学校における消費者教育の推進      | 特別支援学校で活用できる冊子を活用し、特別支援学校での消費者教育を支援します。                                   |
| 外国人向け消費生活に関する情報提供       | 外国人向け相談窓口と連携し、広報紙やSNS等を活用し、トラブル防止のため、契約に関する消費生活情報など、多言語による注意喚起を図ります。      |

1

## 2 (4) 消費者教育の担い手（人材）の育成と支援

3 県民誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で消費者教育を受けるこ  
4 とができるためには、学校や地域、職域等で消費者教育を実施できる担い手が必要で  
5 す。そのため、消費生活センターを消費者教育を担う人材育成の拠点として位置づけ、  
6 消費者講座等の講師を務めることが多い消費生活相談員等への研修等の充実を図りま  
7 す。また、学校における消費者教育を担う教員に対して、研修会等を通じた教育能力の  
8 向上を図ります。教育能力の向上にあたっては、消費者庁新未来創造戦略本部の先進的  
9 な取組を参考に教員を支援します。また、教員を国民生活センター等の研修に派遣し、  
10 教育能力の向上を図ります。

11 そのほか、消費者団体その他の関係機関に対し、消費者教育を担う人材の育成等につ  
12 いての自主的な取組を促すなど、幅広い人材の育成に努めるとともに、大学等と連携し  
13 て学生等の地域の消費者教育活動への積極的な参画を促進します。

14 また、専門人材の育成・支援とあわせて、消費者講座への参加者等を対象に、自らの  
15 学習を周囲への啓発や高齢者等への見守りに活かしてもらうよう働きかけるなど、消費  
16 者教育のすそ野の広がりも目指します。

### 17 【具体的な取組】

| 実施取組          | 取組の内容  |
|---------------|--|
| 消費生活に係る人材の育成  | 消費生活に関する講座の実施等により、専門資格の取得や消費生活に関わる人材の育成を支援します。   |
| 消費者教育の拠点整備    | 消費生活センターが消費者教育の普及啓発および人材育成の拠点となるよう検討を進めます。   |
| 学校における人材育成    | 学校における消費者教育の向上を図るために、教員等を対象とした消費者教育に関する研修や講座等を実施します。<br>消費者庁新未来創造戦略本部の先進的な取組を参考に教員を支援します。<br>教員を国民生活センター等の研修に派遣し、教育能力の向上を図ります。 |
| 地域・職域における人材育成 | 地域や職域における人材の育成のため、研修会や講座を通じた地域力の向上に取り組みます。   |
| 大学における人材育成の検討 | 大学等と連携した人材育成の取組について検討します。  |

|  |   |
|--|---|
|  | 大学で実施する教員免許状更新講習において、消費者教育をテーマに取り入れてもらうよう働きかけるとともに、実践的な内容となるよう必要な支援を行います。 |
|--|---|

1

2

### 3 重点施策6 持続可能な社会を目指した消費者行動の推進

4 SDGsの12番目の目標「つくる責任つかう責任」をはじめ、地域経済の活性化を  
5 担う主体としての消費行動を実践する消費者を育成し、持続可能な社会を目指します。

6 このため、多様な主体と連携して、エシカル消費や環境に配慮した消費行動を推進  
7 し、消費者市民社会の構築に向けた機運づくりに努めます。

#### 8 (1) エシカル消費の推進

9 日本の経済全体（GDP：国内総生産）の約6割が家計からの支出であり、個人の消  
10 費が社会に与える影響は決して小さなものではありません。消費者が「人を傷つけない  
11 もの」「環境に配慮したもの」を選べば、それらをつくった企業を応援することにな  
12 り、それらの企業は「より人を傷つけない」「もっと環境に配慮した」商品やサービス  
13 を提供するようになります。消費者は自らの行動が社会全体に大きな影響を与えている  
14 ことに理解を深め、行動を選択していくことが大切です。

15 SDGsの12番目の目標「つくる責任つかう責任」をはじめ、SDGsがめざす持  
16 続可能な社会を構築するため、人や社会、環境、地域に配慮した消費者行動を推進し、  
17 エシカル消費を実践する消費者を育成します。

18 エシカル消費は、消費者が今まで意識せずに行っていた地産地消やマイバッグ持参等  
19 の消費行動と重なるものがあります。消費者がエシカル消費を意識して取り組むことによ  
20 り、消費者が主役となって、自らの行動により公正かつ持続可能な社会の形成に参画  
21 する「消費者市民社会」の実現につながります。

22 エシカル消費は様々な取組と関連するため、関係機関等、多様な主体と連携し、エシ  
23 カル消費の理念および消費者行動について分かりやすい啓発を行います。

#### 24 (2) 環境に配慮した消費者行動の推進

25 滋賀県では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「環境総  
26 合計画」を策定していますが、平成31年3月策定の「第五次滋賀県環境総合計画」で  
27 は、目指す将来の姿を「琵琶湖をとりまく環境の恵みといのちを育む持続可能で活力あ  
28 ふれる循環共生型社会」としており、その将来像を実現するため、計画の目標を「環境  
29 と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」としています。目標の達成に向けて「共  
30 生」「守る・活かす・支える」「協働」の3つの視点を通して、「琵琶湖をとりまく環  
31 境保全と自然の恵みの活用」、「気候変動への対応・環境負荷の低減」、「持続可能な

1 社会を支える学びと暮らしの定着」、「国際的な協調と協力」の4つの施策の柱のも  
2 と、10の分野ごとに取組を進めています。  
3 また、豊かな食生活の裏側で生じている食品ロスも問題になっています。日本の米の  
4 年間収穫量（平成29年、約780万トン）の約78%にも匹敵する食品ロス（平成29年  
5 度推計で年間約612万トン）の約半分は家庭から発生しています。また、食品関連事業  
6 者から発生する食品ロスについても、その背景には、消費者側の鮮度や品質に対する過  
7 度な意識があると考えられることから、消費者が食品ロス削減に対する認識を深められ  
8 るような啓発が必要です。令和元年10月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」  
9 が施行され、本県においても、食品ロス削減に向けた様々な取組を「三方よし!!でフー  
10 ドエコ・プロジェクト」として展開しているほか、令和●年●月には「滋賀県食品ロス  
11 削減推進計画」（令和2年度～令和7年度）を策定しました。

12 なお、滋賀県の食に関する施策については、「滋賀県食の安全・安心推進計画」や  
13 「滋賀県食育推進計画」により、食の安全・安心の確保や食育について、総合的かつ計  
14 画的に推進をしています。

15 前述のエシカル消費の推進とあわせて、CO<sub>2</sub>削減やグリーン購入、プラスチックごみ  
16 削減、食品ロス削減など、環境に配慮した消費者行動の推進に努めます。

#### 17 【具体的な取組】

| 実施取組              | 取組の内容   |
|-------------------|---|
| 地球温暖化対策推進事業       | ・家庭での節電やCO <sub>2</sub> 排出削減行動の実践、定着を図るため、市町等と連携した節電・省エネ提案会を実施します。<br>・民間団体の地域における低炭素社会づくりに関する活動の促進を図ります。 |
| スマート・エコハウス普及促進事業  | 家庭においてエネルギーを「減らす」「創る」「賢く使う」取組を総合的に広めるため、個人の既築住宅において、太陽光発電や蓄電池、高効率給湯器等の「スマート・エコ製品」を設置する取組に対して補助を行います。      |
| 食品ロス削減の推進         | (仮称) 滋賀県食品ロス削減推進計画(策定中)に基づき、消費者、事業者、行政等の多様な主体が連携し、食品ロス削減に取り組みます。  |
| ごみゼロしが推進事業        | 消費者、事業者、行政が一体となって買い物によって生じるごみの削減を推進するため、マイバッグ携帯や食品ロス削減、グリーン購入等について広く普及啓発を行います。                            |
| 滋賀グリーン活動ネットワークの支援 | グリーン購入の実践促進、普及啓発、連携推進等を行う一般社団法人滋賀グリーン活動ネットワークを支援し、本県におけるグリーン購入の促進を図ります。                                   |

18

19

#### 20 (3) 環境学習・環境保全活動の支援

21 環境に配慮した消費者行動を推進するため、環境学習を推進するとともに、環境保全  
22 活動の支援を行います。県では、環境学習の体系的・総合的および効果的な推進を図る  
23 ことを目的として、「滋賀県環境学習推進計画」を策定しています。

1 【具体的な取組】

| 実施取組                   | 取組の内容   |
|------------------------|---|
| 体系的な環境学習推進事業           | ・環境学習の体系的・総合的な推進を図るため、幼児の自然体験型環境学習や小・中・高等学校等におけるエコ・スクールの実践等を支援します。                                  |
| 環境学習センター事業             | ・琵琶湖博物館環境学習センターを拠点に、県民、NPO等、事業者等が取り組む環境学習が効果的に実施されるよう、環境学習に関する情報や交流機会の提供、環境学習関連施設間の連携等の支援を行います。     |
| 低炭素社会づくり学習支援事業         | 地球温暖化問題に対する正しい知識の習得および省エネ行動を促進するため、学校や地域における低炭素社会づくり授業・講座を開催します。                                    |
| 環境美化活動推進事業             | 環境保全に関する県民意識の高揚および実践のため、団体が実施する環境美化活動を支援します。  |
| 「びわ湖の日」活動推進事業          | 7月1日「びわ湖の日」を中心に、県民等による環境への関わりを促進します。  |
| 地産地消の推進・環境こだわり農産物の消費拡大 | ・農産物直売所の活性化、地場農産物の利用促進、卸売市場を通じた地場農産物の流通促進など、地産地消を推進します。<br>・環境こだわり農業の理念や取組についての理解促進を図り、その消費拡大を図ります。 |

2 (4) 消費者市民社会の構築に向けた気運づくり

滋賀県には、琵琶湖をはじめとする環境を守ってきた県民意識の高さと、過去から受け継がれてきた実践行動の土壤があります。琵琶湖で大規模な赤潮が発生した昭和50年代、琵琶湖を守るために県民が主体となって始まった「石けん運動」は、県民の意思の強い表れであり、「商品の選択により、身近な水環境を守る」という、生活行動の中で展開された実践行動の一つでした。これは、消費者の消費行動を通して社会を変える、いわば“消費者市民”的な先駆けともいえます。

また、近江商人の経営理念「三方よし」という滋賀で培われ、全国に誇るべき思想もあります。

滋賀の地で脈々と受け継がれてきたこの歴史を踏まえ、市町や消費者団体、事業者等、幅広い主体とそれぞれの専門や得意分野を活かしながら連携・協働を図り、より良い暮らし、より良い社会の形成に消費者自らが主体的に参画し、持続可能な社会の形成に寄与できるよう積極的に啓発を行い、消費者市民社会の構築に向けた気運づくりに努めます。

16 【具体的な取組】

| 実施取組   | 取組の内容   |
|--|---|
| 市町や消費者団体、事業者、関係団体等、幅広い主体と連携した「消費者市民社会」に関する情報提供や広報活動の実施 | ・消費生活等に関するイベントや講演会を通じた啓発を行い、消費者市民社会の考え方について周知を図ります。<br>・消費者、事業者、社会の三者「三方よし」の消費スタイルを提案します。<br>・環境学習、食育、金融教育、法教育、防災教育等と連携した取組を進めます。 |

1           **基本方針Ⅲ 消費者被害の防止と救済**

2       消費者には、不当に受けた被害から適切かつ迅速に救済される権利があり、消費者契  
3 約法や特定商取引法等により不当な勧誘や契約から守られています。

4       消費生活相談窓口では、安全・安心な消費生活を確保するために、悪質商法による消  
5 費者被害の未然防止と迅速かつ適正な救済を行うとともに、相談者に対し、これらの法  
6 令に基づく消費者の権利や対処法への理解を深めていただくための助言を行っていま  
7 す。しかしながら、一人暮らしの高齢者の増加や近隣との接触の希薄さなど、消費者被  
8 害に遭っても相談につながりにくい状況があります。

9       相談を受ける消費生活相談窓口の体制も、市町により複数の専門相談員が配置されて  
10 いる市の窓口もあれば、専門相談員がいない窓口など様々です。また、技術革新等によ  
11 る商品やサービスの変化、取引形態の多様化、巧妙化する悪質業者の手口の出現などに  
12 伴い、相談内容は複雑化・多様化しており、新たに生じる消費者問題への機動的な対応  
13 が求められます。

14      県は、市町では対応が困難な専門的・広域的な事案について、それぞれの市町のニー  
15 ズに合わせた支援を行いながら、市町と連携して消費生活相談および啓発、事業者指導  
16 を実施していきます。また、必要に応じて弁護士等、専門家の力を活用します。

17      特に、高齢者被害に対しては、被害金額が大きく高齢者の生活を脅かし、社会全体に  
18 与える影響が大きいことから、高齢者等が悪質な事業者のターゲットにならないよう、  
19 見守り活動を行う福祉関係団体等との連携に取り組みます。

20     さらに特定商取引法や消費生活条例に違反する販売行為等を行う事業者に対しては行  
21 政指導を行うとともに、被害の拡大防止のため消費者に対する情報提供を迅速に行いま  
22 す。指導に従わない、もしくは詐欺的行為等を繰り返すような悪質事業者に対しては、  
23 業務停止命令等の対応を的確に行います。

24  
25           **基本方針Ⅲ 消費者被害の防止と救済**

28           **重点施策7 消費生活相談体制の充実強化**

- 29           (1) 県の消費生活相談体制の充実強化  
30           (2) 市町の消費生活相談体制の充実強化

32           **重点施策8 社会的に不利な立場にある方への支援**

- 33           (1) 的確な情報提供  
34           (2) 見守り体制の充実強化

35           **重点施策9 法令違反事業者等への指導強化**

## 1 ■基本方針Ⅲ SDGsのゴール・ターゲットとの関連

| ゴール   | ターゲット  | 重点施策  |
|---|--|---|
|  <p>1 貧困をなくそう<br/>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>   | <p>1.3 貧困層・脆弱層の人々を保護する<br/>1.5 脆弱層の人々の強靭性を構築する</p>   | <p>重点施策7 消費生活相談体制の充実強化<br/>重点施策8 社会的に不利な立場にある方への支援</p>                          |
|  <p>10 人や国の不平等をなくそう<br/>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>  | <p>10.3 機会均等を確保し、成果の不平等を是正する</p>                     | <p>重点施策7 消費生活相談体制の充実強化<br/>重点施策8 社会的に不利な立場にある方への支援<br/>重点施策9 法令違反事業者等への指導強化</p> |
|  <p>16 平和と公正をすべての人に<br/>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> | <p>16.4 組織犯罪をなくす<br/>16.b 差別のない法律、規則、政策を推進し、実施する</p> | <p>重点施策9 法令違反事業者等への指導強化</p>   |
|  <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう<br/>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>                                | <p>17.17 効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する</p>            | <p>重点施策8 社会的に不利な立場にある方への支援</p>  |

2

3

## 4 重点施策7 消費生活相談体制の充実強化

5 消費者がトラブルにあったときに相談できる身近な消費生活相談窓口体制の充実・強化を図ります。平成27年7月から消費生活相談ダイヤル（消費者ホットライン）は3ヶタ化（188番）されました。県内全域で相談窓口の認知度をさらに高め、利用向上につなげていきます。

### 9 (1) 県の消費生活相談体制の充実強化

10 県消費生活センターが、県内の消費生活相談窓口の中核として、消費者被害の未然防止・拡大防止のため、PIO-NETを活用した相談情報の早期集約と有効活用を図るとともに、高度で複雑な相談を適切に処理できるよう、相談員のさらなるスキルアップを図ります。

14 また、県全体としての問題解決能力の向上を図るために、市町の相談員や職員を対象とした相談業務研修の充実に努めるとともに、県と市町の相互連携を深めていきます。

16 あわせて、国や市町と連携して消費生活相談員の担い手確保に努めます。

1 【具体的な取組】

| 実施取組                | 取組の内容   |
|---------------------|---|
| 県消費生活センターの窓口機能の強化   | <ul style="list-style-type: none"> <li>高度で複雑な相談を適切に処理できる相談対応技術の向上を図ります。</li> <li>インターネット相談を実施するなど、多様な相談体制を図ります。</li> <li>土曜日の相談対応を継続し、県民の利便性を図るとともに、市町の相談体制を補完します。</li> </ul> |
| 相談情報の早期の集約と有効活用     | 消費者被害の未然防止・拡大防止のため、市町と協力して PIO-NET入力を迅速化し、蓄積された情報を早期に集約し、その内容を県内各消費生活相談窓口や関係機関に迅速にフィードバックするとともに、消費者への啓発や事業者指導へと活用します。   |
| 県・市町相談窓口の認知度向上、利用促進 | 広報紙やホームページ等を活用し、県内相談窓口のより一層の周知を図り、窓口の利用を促進します。  |
| 弁護士会等の専門機関等との連携     | 弁護士等専門家との連携による高度な相談に対応する体制を強化します。<br>また、必要に応じ、専門分野（建築・繊維・機械・電気・化学・薬剤）の県消費生活センター兼務職員を活用する他、医療安全相談室等の県の専門相談窓口と連携します。  |
| 相談業務研修の充実           | 県内の相談員等を対象として、相談対応技術を向上させるための研修を企画・実施するなど、研修機会の充実を図ります。   |
| 消費生活相談員の扱い手確保       | 専門資格のある消費生活相談員の扱い手を確保するため、国や市町と連携して広報等を行い、資格取得を促進します。   |

2 (2) 市町の消費生活相談体制の充実強化支援

「どこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制づくり」に向けて、消費者にとって最も身近な市町における消費生活相談窓口体制の維持および強化を図るため、市町への適切な助言等によるサポート、相談窓口間の情報共有の推進や、研修会開催による相談員のスキルアップ等の支援を行います。

7 【具体的な取組】

| 実施取組                    | 取組の内容   |
|-------------------------|---|
| 市町の相談体制の充実強化への支援        | <ul style="list-style-type: none"> <li>相談体制の整備に向けて、消費生活相談員の配置を促進します。</li> <li>相談対応技術向上のための研修を企画・実施するなど研修機会を充実させ、市町相談員のスキルアップを図ります。</li> <li>市町の相談担当者へ巡回訪問やオンラインを活用した支援を行います。</li> <li>県消費生活センターに市町の消費生活相談窓口業務をサポートする「市町ヘルプデスク」を設置し、市町単独では処理が困難な事案の処理や、消費者啓発、事業者指導等、新設の消費生活相談窓口を中心に市町の消費生活相談窓口に対して必要な支援を行います。</li> </ul> |
| 県および市町相談窓口の連携強化、情報共有の推進 | 相談対応事例や悪質事業者の新たな手口等の情報共有を推進し、相談窓口間の連携を強化することにより、相談対応の質的向上を図ります。   |
| 市町相談窓口の認知度向上、利用促進       | 広報紙やホームページ等を活用し、県内相談窓口のより一層の周知を図り、窓口の利用を促進します。  |

|                    |  |
|--------------------|--|
| 県と市町の連携による消費者啓発の実施 | 啓発イベントの開催やチラシ等の配布について協力し、地域における消費者啓発を行います。 |
|--------------------|--|

1

## 2 重点施策8 社会的に不利な立場にある方への支援

3 高齢者や障害者、外国人等、情報が得にくく情報量が限られる、いわゆる情報弱者  
 4 や、生活や健康に不安を抱えている方等、社会的に不利な立場にある方は、消費生活上  
 5 特に配慮が必要です。

6 特に、高齢者(65歳以上)については、消費生活相談に占める相談件数割合が、平成29  
 7 年度から令和元年度において3年連続で30%を超えており、被害の未然防止や被害の拡  
 8 大防止のための情報提供、身近な支援者等との連携などの取組を進めます。また、加齢  
 9 や病気等による健康不安や判断能力の低下などにより、消費者トラブルに巻き込まれる  
 10 場合もあることから、未然防止・拡大防止を図るために取組を行う必要があります。

11 また、障害者等について、令和2年版消費者白書によると、全国的な消費生活相談の  
 12 傾向として、本人から相談が寄せられる割合をみると、消費生活相談全体では約8割で  
 13 あるのに対し、障害者等に関する相談では約4割という状況です。相談内容は判断力不  
 14 足や契約内容への理解不足でトラブルになっているケースが目立ちます。

15 日本に在住している外国人に関する全国的な消費生活相談の件数は、比較的少ない状  
 16 況にありますが、その要因としては言語の問題や消費生活相談窓口の認知度が低いこと  
 17 等が考えられます。

### 18 (1) 的確な情報提供

19 社会的に不利な立場にある方が消費者被害に遭わないよう、講習会や出前講座等を通  
 20 じた啓発を強化します。また、事業者や福祉関係団体、警察等と連携して、消費者被害  
 21 に遭わないための対応策等の情報が一人一人に行き届くよう、工夫をしてきめ細かな提  
 22 供に努めます。

### 23 【具体的な取組】（再掲含む）

| 実施取組                     | 取組の内容   |
|--------------------------|---|
| 高齢者等を対象とした講習会等の実施        | 老人会等への出前講座等、高齢者を対象とした効果的な講習会等を実施します。  |
| 関係団体等との連携による効果的な情報提供     | 高齢者等の消費者被害状況等を踏まえ、高齢者等一人一人に情報が行き届くよう、関係団体との協定や警察との連携による効果的な情報提供に努めるとともに、相談窓口の周知を図ります。 |
| 高齢者等を対象とした消費者被害防止啓発等の実施  | 県内の様々な場所において高齢者向けの消費者被害防止パネル展等の啓発活動を行い、消費者被害の事例等について情報提供を行います。                        |
| 警察と連携した悪質商法や特殊詐欺に関する情報提供 | 悪質商法や特殊詐欺に関する最近の手口を警察と県消費者行政部局が共有し、多発が予想される手口等について迅速な情報提供を行います。                       |

|                                    |  |
|------------------------------------|--|
| 消費者の特性に応じたわかりやすい情報の発信<br>(重点施策4再掲) | 幅広い世代に対する消費者啓発とともに、高齢者、若者、障害者、外国人など、その年齢層や特性に応じた媒体を活用して、実際の被害事例など消費生活に関する情報をわかりやすく提供します。 |
| 啓発資料等の作成および配布<br>(重点施策4再掲)         | 消費者の年齢層や特性に応じ、様々な場面で活用できる啓発資料等を作成・配布します。   |
| 啓発資料等の貸出および情報の提供<br>(重点施策4再掲)      | 消費者教育や啓発のために役立つ情報を県のホームページに掲載するとともに、教材等を希望者に貸し出します。                                      |

1

## （2）見守り体制の充実強化

高齢者や障害者等であって社会的に不利な立場にある方の消費者被害をくい止めるためには、地域包括支援センターをはじめとした福祉等の関係機関と連携し、家族や近隣住民をはじめ、民生委員・児童委員や介護関係者、事業者等、日頃から関わりが深い人たちの見守りが重要となってきます。そのため、市町における福祉や防災分野などの既存のネットワークを活用した消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置を促進し、見守り体制充実のための支援を行います。国やすでに消費者安全確保地域協議会を設置した自治体を講師として、協議会設置の具体的な方法や取組事例を情報提供するなど、地域の実情に応じた取組が進むよう市町を支援します。

また、高齢者や障害者が安心して暮らせるように、滋賀県社会福祉協議会を中心に、権利擁護に関するさまざまな取組を行います。

### 【具体的な取組】

| 実施取組                     | 取組の内容  |
|--------------------------|--|
| 高齢者や障害者等の見守り体制の整備促進      | 民生委員・児童委員や介護関係者等、様々な機関・団体と連携を強化し、高齢者等が消費者被害に遭わないよう見守る体制の整備を働きかけることにより、被害の早期発見や被害情報の迅速な把握につなげます。<br>市町の見守り体制整備のため、国や他の自治体を講師として、消費者安全確保地域協議会設置の具体的な方法や取組事例を情報提供します。 |
| 高齢者や障害者等の見守り支援者の育成       | 民生委員・児童委員や介護関係者等地域の見守り支援者に対して研修の機会を設け、消費者トラブル事例や対応策を伝えることにより見守り意識の向上を図ります。   |
| 見守りのための資料の配布             | 消費者庁と連携し、見守り支援者・団体や、警察、見守り講座参加者等に高齢者等を見守る際の注意点や専門家へつなぐための解説を記載した資料を配布します。  |
| 警察と連携した悪質商法や特殊詐欺に関する情報提供 | 悪質商法や特殊詐欺に関する最近の手口を警察と県消費者行政部局が共有し、多発が予想される手口等について迅速な情報提供を行います。  |
| 「高齢者等の消費者被害110番」等の開設     | 高齢者等の特別相談電話を期間を設けて開設し、集中的に相談窓口を周知すること等により、相談の掘り起こしを図ります。   |

14

15

16

## 1 重点施策9 法令違反事業者等への指導強化

2 近年、詐欺的な行為等の違法行為を行う事業者や、行政機関から指導を受けたにも関わらず同様の違反行為を繰り返す、あるいは社名を変えて違反行為を繰り返す悪質な事業者等が後を絶ちません。こうした特に苦情相談の多い悪質事業者に対しては、国や他都道府県、警察ともさらに緊密に連携し、行政処分や指導などの厳正な対処を行い、被害の拡大防止と被害の未然防止を図ります。

### 7 【具体的な取組】

| 実施取組                            | 取組の内容   |
|---------------------------------|---|
| 特定商取引法、景品表示法、消費生活条例に関する事業者指導の強化 | 専門検査員により、事業者への指導を適正に行うとともに、違法行為を繰り返す事業者に対しては、行政処分を行います。                       |
| 消費者被害に関する情報提供体制の構築              | 警察との連携を強化し、詐欺的な行為等による消費者被害に関する情報提供体制を構築することにより、消費者被害の未然防止につなげます。              |
| 国・他都道府県との連携強化                   | 国や他都道府県との連携を強化し、広域的に違法行為を行う事業者に対しては、複数機関での情報共有を図るとともに、同時に調査を行い、指導や行政処分を実施します。 |

## 1 第5章 関係機関・団体との連携強化等

2 社会的な課題が複雑・多様化している中、県民ニーズに応じた施策を展開する上で  
3 行政がこれまでの公共的サービスのあり方を見直し、行政間の連携はもちろん、行  
4 政以外の関係団体と連携・協働することがさらに重要になります。そのため、あらゆる  
5 施策を展開する上で、連携や協働を意識して行うことが求められています。

6 消費者問題の解決に向けては、行政機関や消費者団体・弁護士会等の関係団体が様々  
7 な取組を行っていますが、これらの取組をより効果的に県内全域に広めていくため、関  
8 係する機関や団体など、幅広い主体と情報共有を図り、それぞれの専門や得意分野を活  
9 かしながら連携・協働していきます。

### 10

### 11 1 各基本方針を推進するための連携強化

#### 12 基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保

13 消費者取引の適正化のための事業者指導にあたっては、消費者からの相談等を受け  
14 て、市町、庁内関係部局、警察と連携し情報収集等を行い、消費者庁など国の機関や他  
15 都道府県と連携して調査・指導を行います。

16 商品・サービスの安全性の確保については、事業者団体、消費者団体、庁内関係部局  
17 等、国と連携のうえ、情報収集・調査を行い、消費者へ情報提供を行います。

18 生活関連物資およびサービスの安定供給については、法令を所管する国と連携し、必  
19 要に応じて事業者の協力をいただき、消費者へ啓発を行います。

#### 20 基本方針Ⅱ 「自ら考え方行動する」消費者になるための支援

21 消費者への情報発信にあたっては、国や市町と情報交換を図りながら、消費者の特性に  
22 応じて、様々な関係団体や庁内関係部局と連携して行います。

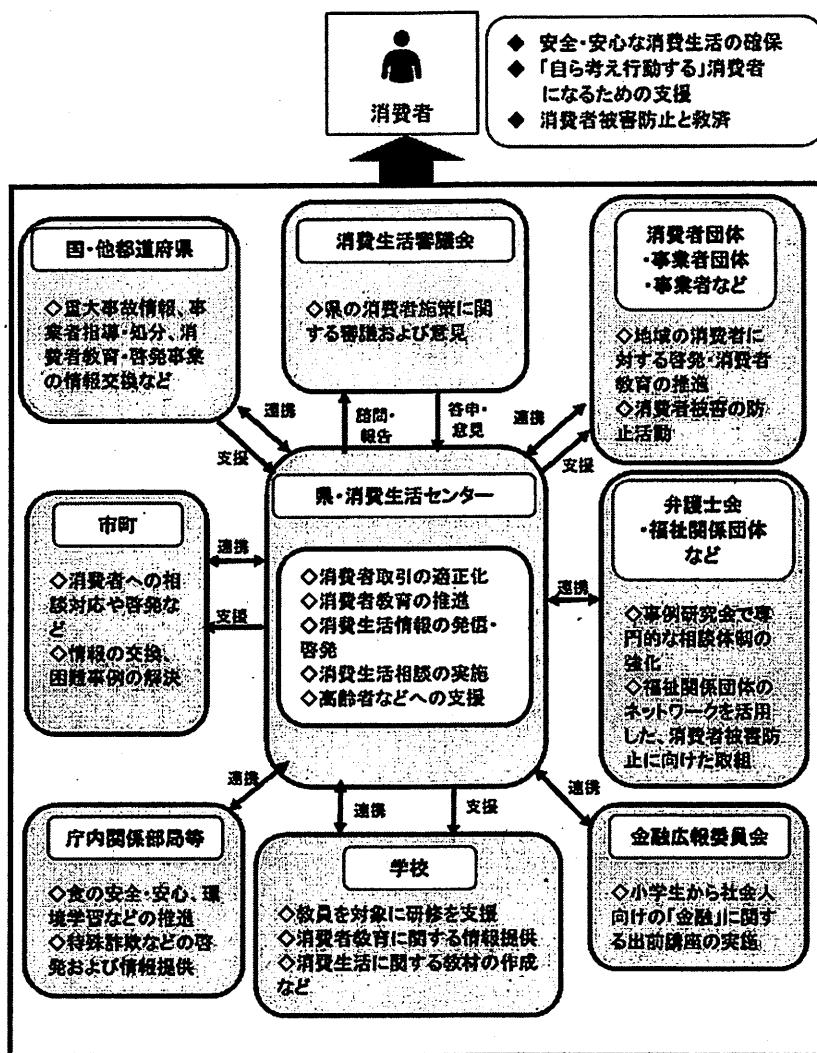
23 消費者教育は、学校をはじめ、教育委員会、関係団体、国、市町等と連携し、消費者  
24 や学校等の現場のニーズを組み取って推進します。

25 特に、エシカル消費の推進など消費者市民社会の構築に向けた気運づくりのために  
26 は、多様な主体と連携を図りながら進めることが重要です。連携を進めるにあたって  
27 は、消費者教育をはじめとする消費者施策の実施主体間のネットワークを広げるよう、  
28 積極的な情報交換や交流の場（機会）づくりに努めます。

#### 29 基本方針Ⅲ 消費者被害の防止と救済

30 消費生活相談体制について、国と連携して相談員のスキルアップのための研修や、市  
31 町の相談窓口に適切な助言を行うなど、充実支援を行います。多重債務問題等の高度な  
32 法律的判断を必要とする相談事案については、弁護士会、司法書士会、法テラス等と連  
33 携し、消費者の問題解決に努めます。

- 1 また、社会的に不利な立場にある方への支援は、民生委員や福祉関係団体等と連携し  
2 た見守り活動や、消費者団体、事業者団体、警察と連携して啓発を行うほか、消費者安  
3 全確保地域協議会の設置について、国と連携して市町を支援します。
- 4 法令違反事業者に対しては、国、他都道府県、警察と連携し厳正な処分を行います。



## 2 消費者等の意見の施策への反映と透明性の確保

7 消費生活条例では、消費者の権利として、消費者施策に消費者の意見が反映されるこ  
8 とを規定しています。

9 知事の附属機関として設置されている滋賀県消費生活審議会において、消費者施策に  
10 ついての重要事項の調査・審議等を行うとともに、滋賀県消費者基本計画の改定に当た  
11 っては、県民政策コメント制度の活用等により消費者や消費者団体等の意見を消費者施  
12 策へ反映するよう努めます。また、県政モニターインケートにおける消費者の意見を分  
13 析し、施策へ反映するよう努めます。

14 また、消費者行政全般にわたる透明性を確保するため、消費者施策や滋賀県消費生活  
15 審議会における審議状況をホームページ等で公表します。

1 第6章 計画の推進体制と進行管理

---

2 3 1 計画の推進体制

4 県民活動生活課および滋賀県消費生活センターが中心になって、庁内の消費者施策を  
5 実施する部局等からなる滋賀県消費者行政推進連絡調整会議において、全庁的な総合調  
6 整・意見交換・進捗管理を行い、計画の推進を図ります。

7 8 2 計画の進行管理

9 計画を効果的に推進するためには、主要な施策の実施状況を把握し、点検・評価して  
10 いく事が必要です。このため、第4次計画で設定した指標に基づき、PDCA（計画、  
11 実行、確認、行動）サイクルに基づき、施策の実効性の確保を図るとともに、その点  
12 検・評価結果について、滋賀県消費生活審議会に報告し、確認・評価を受けます。県  
13 は、その結果を受けて施策の反映に努めます。

14 15 3 計画の見直し

16 消費者を取り巻く社会経済環境の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを  
17 行います。

18  
19  
20

## 計画における指標の目標

|                          | 指標  |                  |                | 備考欄   |
|--------------------------|---|------------------|----------------|---|
|                          | 項目  | 現状(令和元年度)        | 目標(令和7年度)      |   |
| I 安全・安心な消費生活の確保          | 県内事業者向け講座に出席し、内容を理解した出席者の割合                               | —                | 80%<br>(各年度)   | 講座参加者へのアンケート調査                                  |
|                          | 食品製造工場および飲食店等の「衛生管理計画」の作成状況の確認と指導                         | —<br>(令和3年度から実施) | 100%<br>(各年度)  | (第2次)滋賀県食の安全・安心推進計画                             |
| II 「自ら考え行動する」消費者になるための支援 | しらしがメール/LINEの「消費生活情報」登録者数                                 | 27,000人          | 30,000人        |   |
|                          | 教育者向けの支援に関し、今後に役立つと回答した教育者の割合                             | —                | 90%<br>(各年度)   | 支援を行った方へのアンケート調査                                |
|                          | 消費者教育教材「社会への扉」等を活用した、実践的な消費者教育を実施する高等学校(特別支援学校の高等部を含む)の割合 | 82.2%            | 100%           | 若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム(消費者庁、文部科学省、金融庁、法務省) |
|                          | 「エシカル消費」の実践として、地産地消を中心とする消費者の割合                           | 68.6%            | 80%            | 県政モニターアンケート                                     |
|                          | 事業系食品ロス削減推奨店の登録店舗数(累計)                                    | 118店舗            | 300店舗          | (仮称)滋賀県食品ロス削減推進計画(令和2年度中に策定予定)                  |
|                          | 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合                                  | 78.3%<br>(令和2年度) | 80%            | (仮称)滋賀県食品ロス削減推進計画(令和2年度中に策定予定)<br>Webアンケート      |
| III 消費者被害の防止と救済          | 「消費者ホットライン188」を知っていると回答した消費者の割合                           | 33.3%            | 50%            | 県政モニターアンケート                                     |
|                          | 県消費生活センターによるあっせん解決率                                       | 90%              | 90%以上<br>(各年度) |   |
|                          | 消費者安全確保地域協議会設置市町の県内人口カバー率                                 | 9%               | 50%            | 地方消費者行政強化作戦2020(消費者庁)                           |
|                          | 県・市町の消費生活相談員の研修参加率  | 92.7%            | 100%<br>(各年度)  | 地方消費者行政強化作戦2020(消費者庁)                           |